

参考資料

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

社会保障国民会議の開催実績

社会保障国民会議の開催実績

親会議

令和8年2月26日 第1回開催 議題：社会保障と税の一体改革について

実務者会議

令和8年3月12日第1回開催 議題：給付付き税額控除等について
 令和8年3月18日第2回開催 議題：消費税に関するヒアリング
 令和8年3月25日第3回開催 議題：給付付き税額控除について
 消費税に関するヒアリング
 令和8年4月6日第4回開催 議題：給付付き税額控除について
 令和8年4月8日第5回開催 議題：消費税に関するヒアリング
 令和8年4月15日第6回開催 議題：給付付き税額控除について
 消費税に関するヒアリング
 令和8年4月22日第7回開催 議題：消費税に関するヒアリング
 令和8年4月24日第8回開催 議題：消費税に関するヒアリング
 令和8年4月28日第9回開催 議題：給付付き税額控除について、「食料品消費税率ゼロ」の実現に向けた課題の整理
 令和8年5月13日第10回開催 議題：給付付き税額控除について
 令和8年5月20日第11回開催 議題：給付付き税額控除について
 令和8年5月27日第12回開催 議題：給付付き税額控除について
 令和8年6月3日第13回開催 議題：給付付き税額控除について、給付付き税額控除実施までの「つなぎ」について
 令和8年6月10日第14回開催 議題：給付付き税額控除の実施までの「つなぎ」について、給付付き税額控除について

令和8年6月17日第15回開催 議題：給付付き税額控除及びその実施までの「つなぎ」
 令和8年6月24日第16回開催 議題：給付付き税額控除及びその実施までの「つなぎ」
 令和8年6月26日第17回開催 議題：給付付き税額控除及びその実施までの「つなぎ」
 令和8年7月13日第18回開催 議題：中間とりまとめに向けた意見交換（給付付き税額控除の本格導入部分）
 令和8年7月16日第19回開催 議題：中間とりまとめ案（給付付き税額控除の本格導入部分）
 令和8年7月22日第20回開催 議題：中間とりまとめ案（制度の経過措置（つなぎ）部分）
 令和8年7月27日第21回開催 議題：中間とりまとめ案

有識者会議

令和8年3月24日第1回開催 議題：「給付付き税額控除」について、「食料品の消費税率ゼロ」について
 令和8年4月2日第2回開催 議題：「給付付き税額控除」について、「食料品の消費税率ゼロ」について
 令和8年4月9日第3回開催 議題：「給付付き税額控除」について、「食料品の消費税率ゼロ」について
 令和8年4月21日第4回開催 議題：「給付付き税額控除」について、「実務者会議の状況の報告」について
 令和8年5月15日第5回開催 議題：「給付付き税額控除」について、「実務者会議の状況の報告」について
 令和8年5月19日第6回開催 議題：「給付付き税額控除」の制度設計に向けたヒアリングについて
 令和8年7月29日第7回開催 議題：「中間とりまとめ（案）」について（報告）

基本的考え方

子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

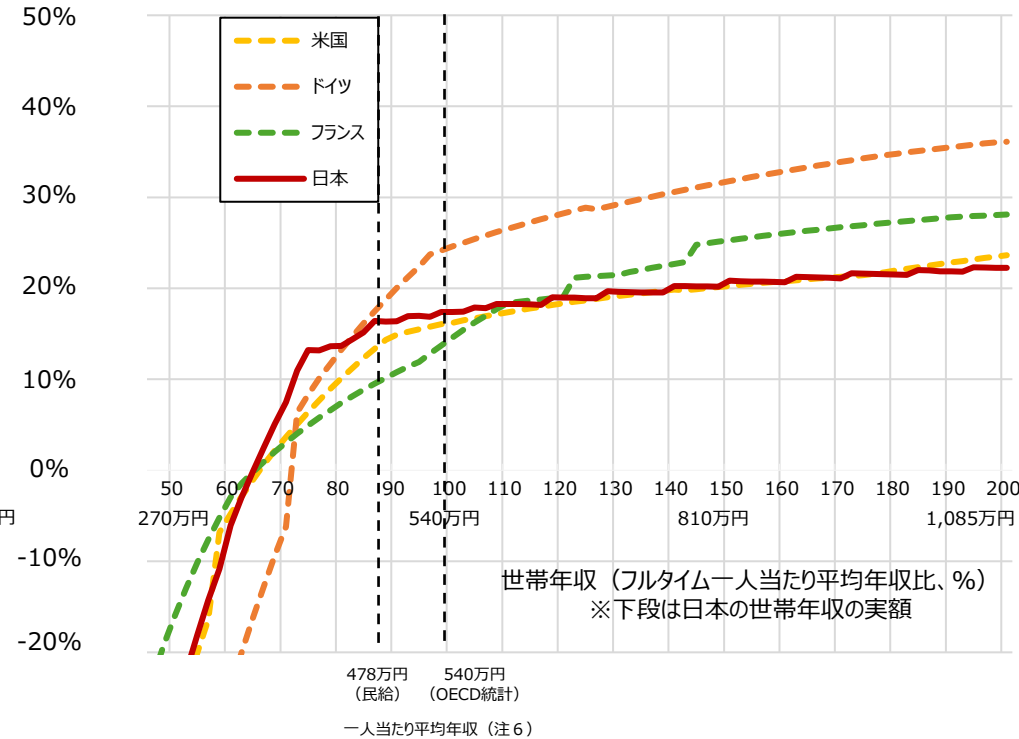
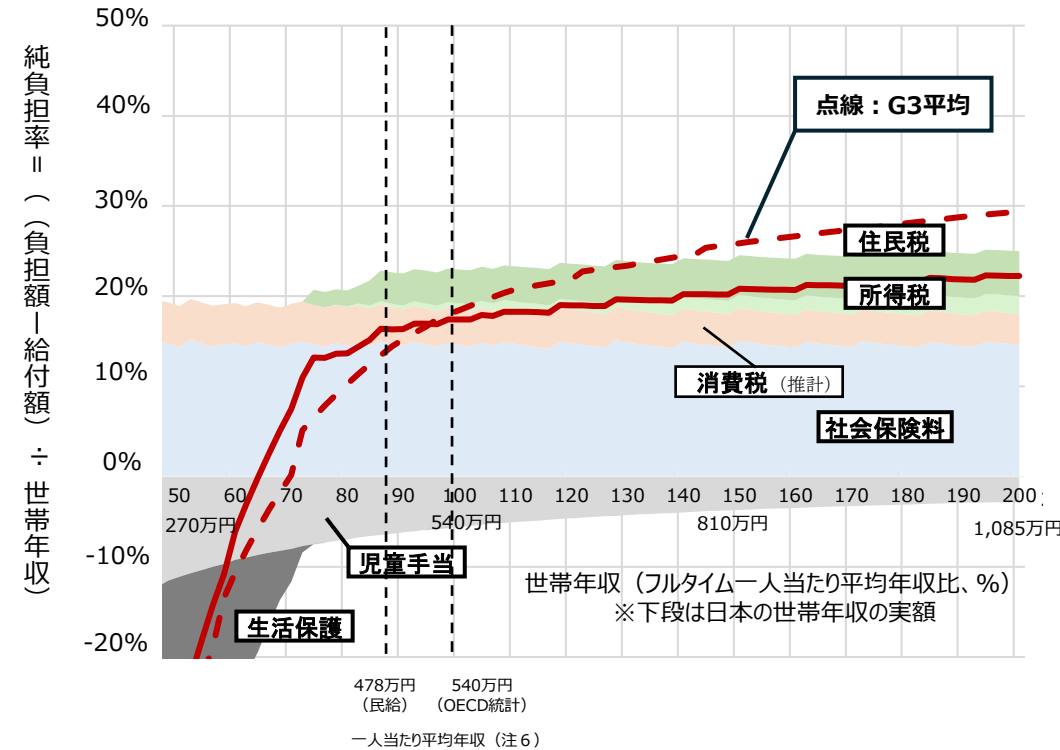
夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。

（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%＝540万円）。

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

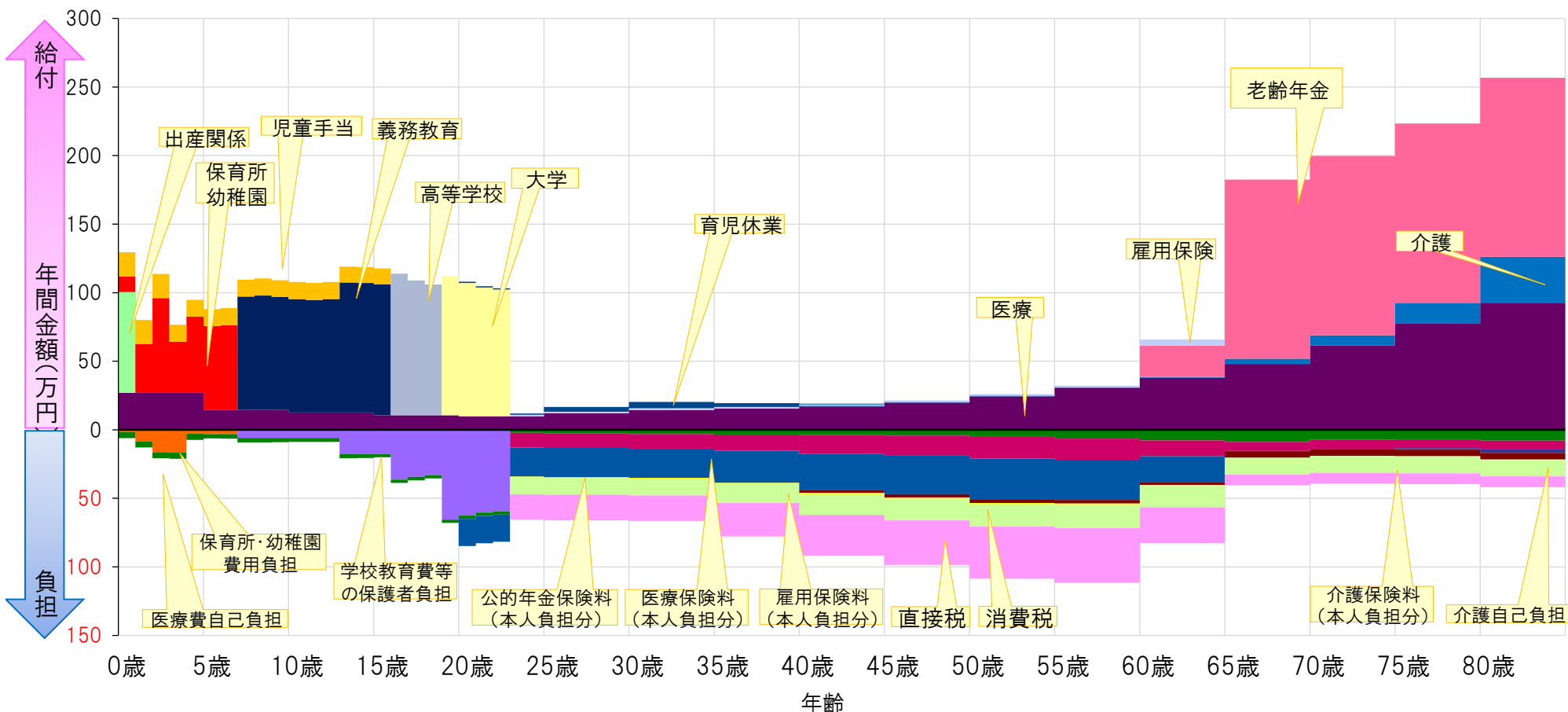
（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model（version 2.7.1）”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

- 平均的には、現役世代の間は税・社会保険料負担が給付を上回り、出生～就職前・高齢期には給付が負担を上回る。
- ただし、ライフサイクルとしてみれば現在の現役世代もいずれ高齢期を迎えること、**教育や保育の給付はこどもの育ちのみならず親の子育てを支援するものでもあること**、老親の生活費や医療介護といった私的扶養の社会化は**現役世代にとってもメリット**があることなどに留意が必要。



(出典) 各種統計を基に、厚生労働省にて推計。

(注) 令和4年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

なお、こども・子育て支援については、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」(令和6年度から令和8年度を集中取組期間に設定)に基づき、各種制度を拡充しているところであるが、令和5年度以降の取組については実績値がないため反映していない。また、当該取組の財源として令和8年度から徴収を開始する子ども・子育て支援金についても同様。

主な税・社会保険料負担について（比較表）

		単位	負担内容（2026年4月時点）	事務の主体
税	所得税	個人	課税所得金額に対して累進税率 課税最低限あり	国
	消費税	個人	消費額の10%(軽減税率8%)	国
	個人住民税	個人	課税所得金額の10% 課税最低限・非課税限度額あり ※合計所得金額の計算は、基本的に所得税と同じ。 適用される所得控除の種類や控除額は異なる場合がある。	自治体(約1,700自治体)
社会保険	被用者保険		医療：報酬(上下限あり)の約5%(本人負担分)(75歳に達するまで) 年金：報酬(上下限あり)の約9%(本人負担分)(70歳に達するまで) 介護：報酬(上下限あり)の約1%(本人負担分)(40歳から65歳に達するまで) 雇用：報酬の0.5%(本人負担分)	医療：保険者(協会けんぽ・健保組合(約1,400)等) 年金：日本年金機構等 介護：保険者(市町村) 雇用：国
	被用者保険以外	国保 (75歳に達するまで)	主に所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(都道府県及び市町村・国保組合)
		後期高齢 (75歳から)	所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(後期高齢者医療広域連合) (保険料の徴収等は市町村が実施)
		国年 (60歳に達するまで)	定額(免除・猶予制度あり)	自治体・日本年金機構 (保険料の徴収等は日本年金機構が実施)
		介護	合計所得金額等に応じた所得段階別(減免制度あり)	保険者(市町村)

<計算のイメージ>

収入金額
－収入から差し引く金額
＝**合計所得金額**

合計所得金額
－所得控除額
＝**課税所得金額**



所得の種類：
利子、配当、不動産、事業、給与、退職、山林、譲渡、一時、雑（公的年金含む）等

所得税の所得控除の例：
・人的控除
障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、扶養、配偶者（特別）、基礎控除 等
・その他の控除
雑損、医療費、社会保険料、生命・地震保険料 等

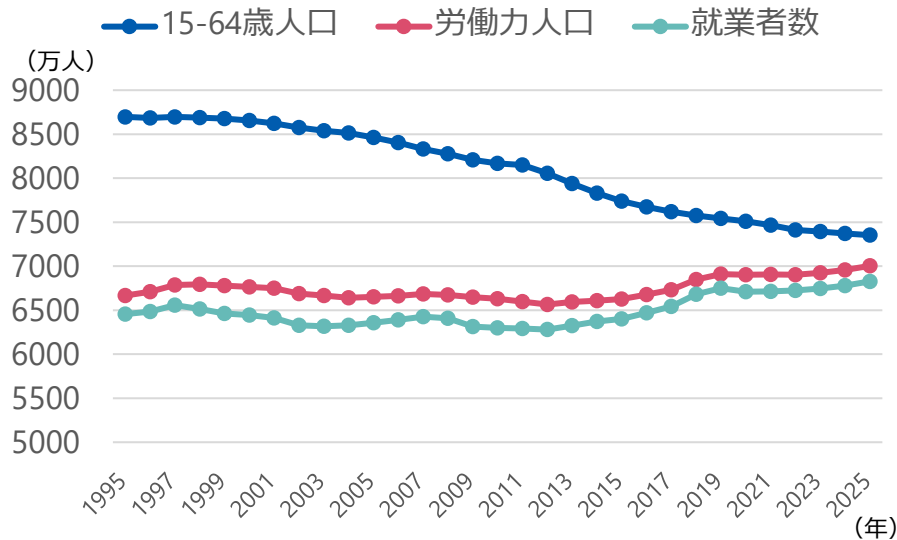
（注）課税上の給与所得には株式報酬等の現物支給による給与や経済的利益を含む。社会保険料（被用者保険）が賦課される報酬には食事や住宅等の現物給与を含む。

近年の就業者数の推移

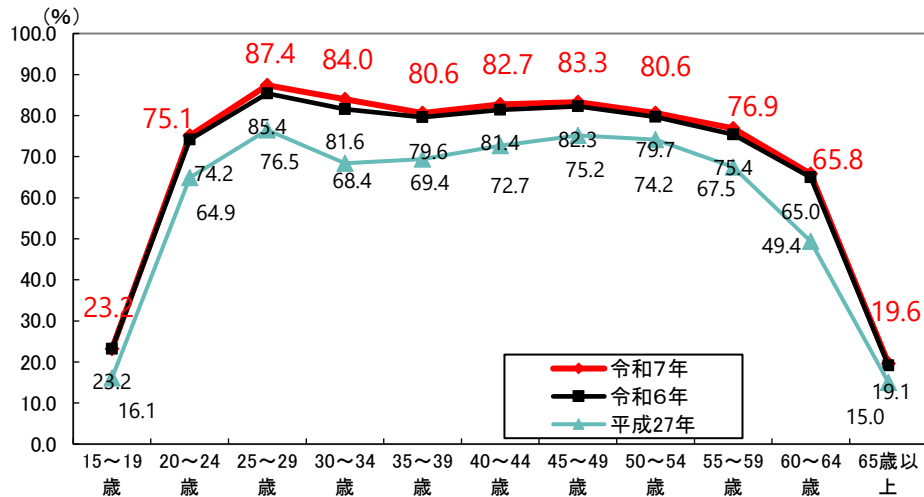
○ 我が国では生産年齢人口が減少する中で、**女性や高齢者の労働参加率の上昇により、就業者数は増加**してきたが、**適切な労働参加が進まなければ、就業者数は大きく減少**すると推計されている。

●労働力人口・就業者数の推移

(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。



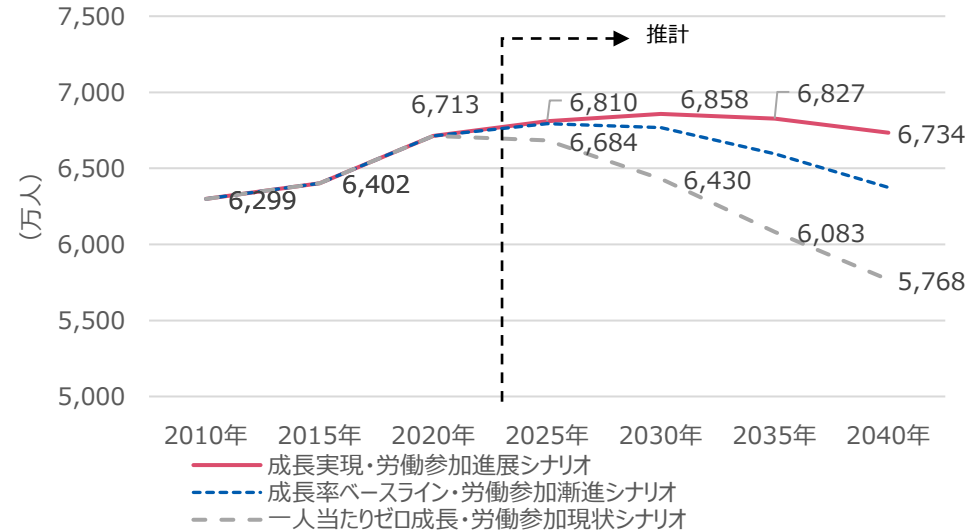
●女性の年齢階級別就業率



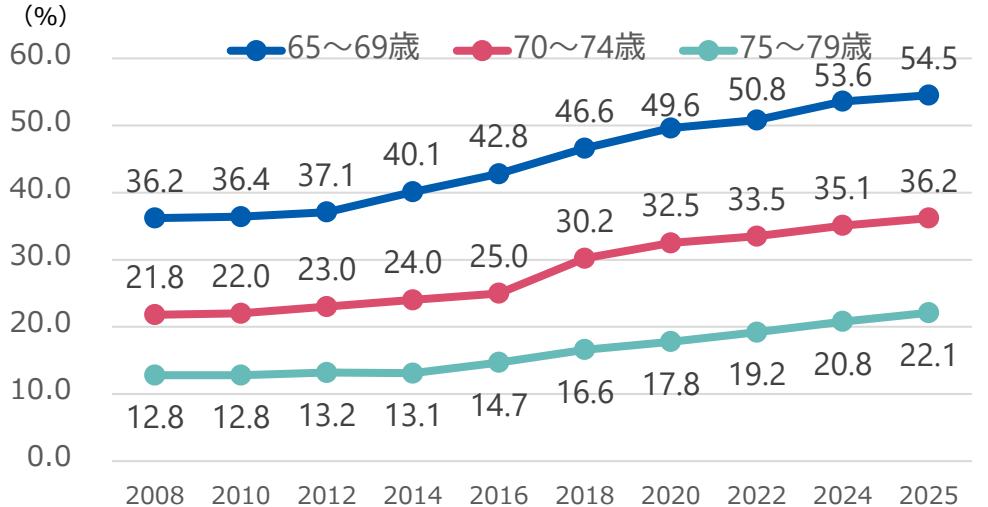
(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

●就業者数の将来推計

(出典) JILPT「2023年度版 労働力需給の推計」より事務局作成。



●高齢者の就業率の推移

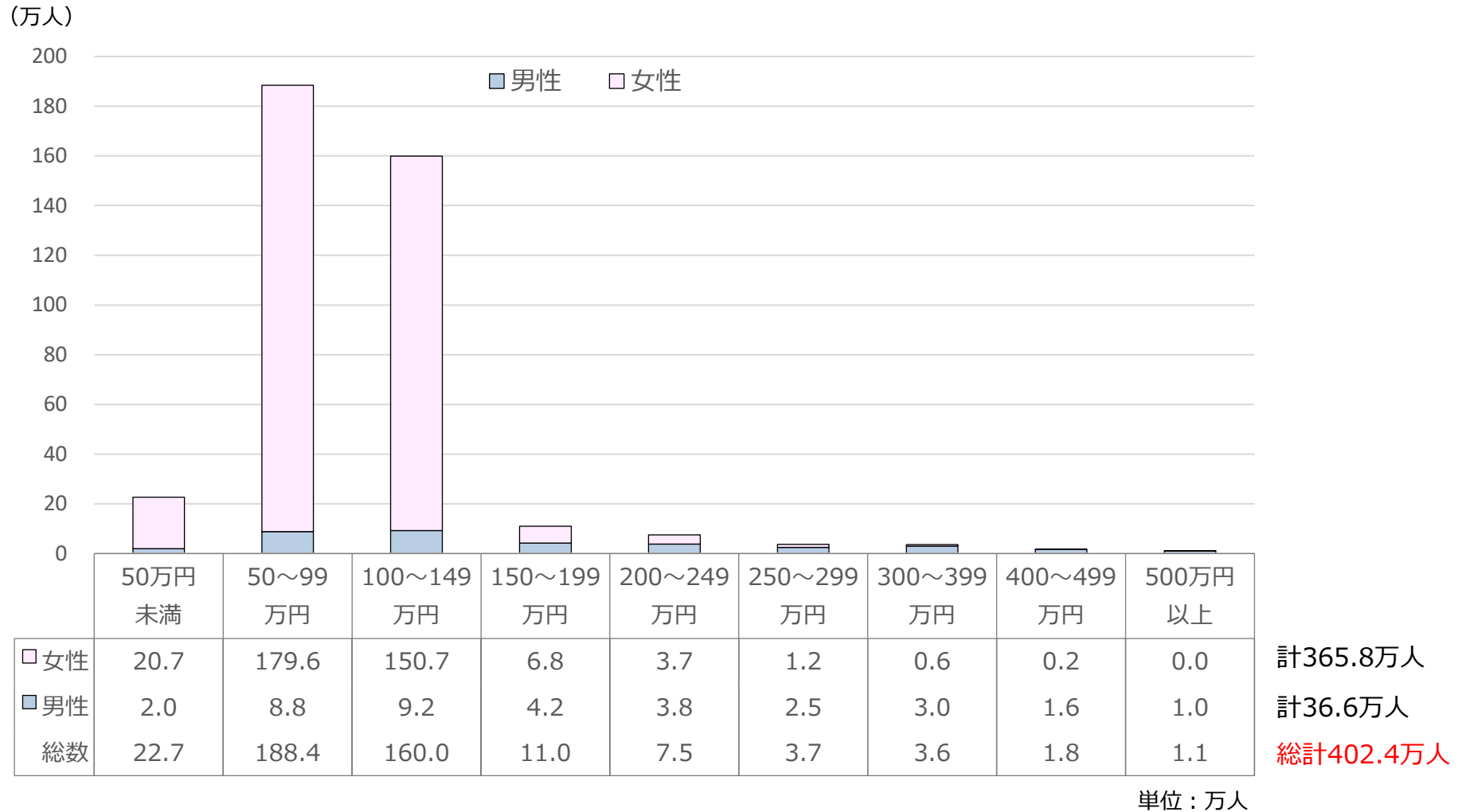


(出典) 総務省「労働力調査」より事務局作成。

(注1) 「就業率」とは、各年齢階級の人口に占める就業者の割合をいう。値は年平均。

就業調整の状況

- 就業調整をしている有配偶者の数は400万人を超え、その大半が年収50～99万円か100～149万円の収入帯に留まっている。



(注) 有配偶者であって、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに「している」と回答した者の数。

(出典) 総務省「令和4年就業構造基本調査」

制度の基本的設計

所得再分配効果及び就労促進効果に関する既存研究の紹介（米・EITC）

- 低所得世帯の収入、そして、そこで暮らす子どもの生活環境（含む教育環境）に好ましい影響を与えている。
- 収入増には、給付による直接的な収入向上だけでなく、就労促進による間接的な収入向上も寄与している。
- なお、依拠する所得が世帯単位であることから、就労促進効果は配偶者の有無等によって異なる。EITCはシングルマザーの就労を大きく促進したとのコンセンサスがある一方、他方、EITCは夫婦単位であるため、既婚子有り女性の就労促進にはつながりにくいとの指摘や、むしろ就労を減らすとの研究も複数ある。

サーベイの概要（仮訳）

- 先行研究は、EITCが勤労低所得世帯の収入を増やしたと、そこで暮らす子どもの厚生を劇的に向上させたことを示している。
(Nichols and Rothstein 2016)
- 所得再分配効果を直接効果と間接効果に分けて考えると便利である。直接効果は単純にEITCの給付額である。間接効果は、就業状態の変化等、EITCによる税引前・給付前の収入変化である。(Hoynes and Rothstein 2016)
- シングルマザーに比べ、既婚子有り女性に関する就労促進効果は弱くなると想定される。その理由の一つに、EITCの給付額は世帯所得で決まることが挙げられる。(Bastian 2020)

(注) 図1はBastian (2020)の Table 3の(1)(2)の推定値を棒グラフで示したもの。推定値①は(1)、推定値②は(2)の既婚子有り女性に関する推定値を示している。推定値①の標準誤差は0.8、推定値②の標準誤差は0.9である。シングルマザーの推定値は(1)のMom×Post1975とMom×Post1975×Unmarriedの係数の単純合計を示している。

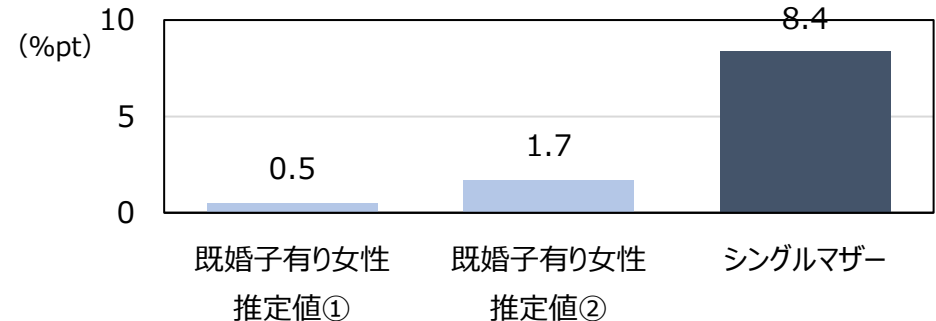
(出所)

Nichols and Rothstein (2016) "The Earned Income Tax Credit" *Economics of Means-Tested Transfer Programs in the United States, Vol 1*

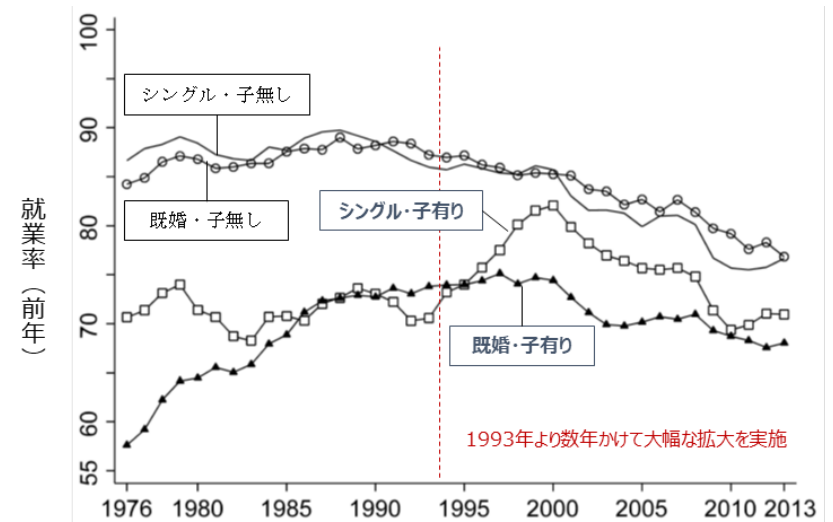
Hoynes and Rothstein (2016) "Tax Policy Toward Low-Income Families" *IRLE Working Paper*

Bastian (2020) "The Rise of Working Mothers and the 1975 Earned Income Tax Credit" *American Economic Journal: Economic Policy*

(図1) 配偶者の有無別：EITCの導入が子有り女性の就業率に与えた影響



(図2) EITCの子ども加算の拡大前後の女性の就業率



諸外国の制度における支援の単位

- 諸外国では、既婚の場合は、「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」は、基本的に**夫婦の所得の合計額**を用いるとともに、**夫婦に扶養される一定年齢以下の子どもの数**に応じて受益額を変化させている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」の単位	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ※勤労所得税額控除は、既婚者の場合は、原則として夫婦合算課税選択者のみ受給可能		夫婦 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 （注1） 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ・配偶者は原則同居している
子ども等の被扶養者の範囲	19歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	17歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	16歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは原則同居している（同居により扶養されているとみなされる） ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	25歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは被扶養者でかつ原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	—
（参考）税制上の取り扱い	個人単位 ※既婚者は個人単位と夫婦単位を選択制		個人単位	世帯単位（N分N乗方式）（注2）	個人単位

（備考）諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

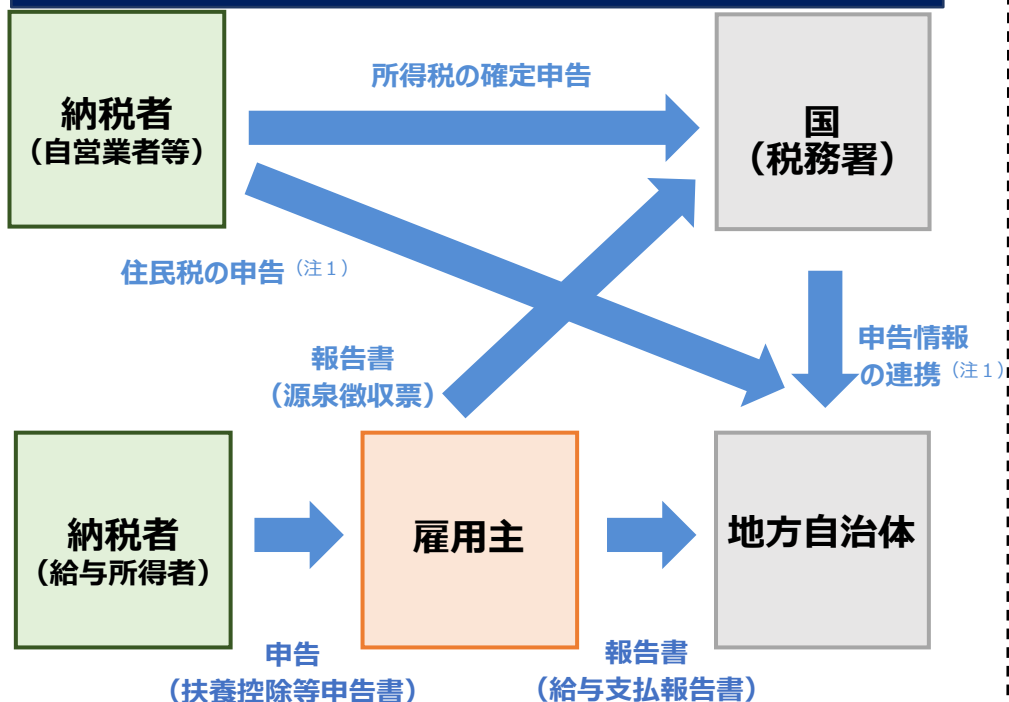
（注1）被扶養者（25歳未満の扶養している子ども等）に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

（注2）N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数（N）で除し、それに税率表（超過累進税率）を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数（N）を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。

税務情報における配偶者情報の把握の流れと把握範囲

- 税制上、納税者の配偶者に係る情報については、給与所得者は雇用主を通じて、それ以外の者は確定申告を通じて、国・地方自治体に情報を提出している。
- ただし、把握している配偶者の情報は、配偶者（特別）控除（※）の適用がある場合に限られる。
（※）納税者の所得が一定水準（合計所得金額1,000万円（給与収入1,195万円相当））を上回る場合にはその適用がない。

税務情報における配偶者情報の把握の流れ



（注1）所得税の確定申告を行っている場合は、住民税は原則申告不要。確定申告された情報は地方に連携されている。ただし、個人住民税の非課税ラインは、所得税よりも低いいため、所得税の確定申告義務がなくとも、個人住民税の申告義務がある場合がある。

（注2）配偶者の所得については、納税者本人の税情報からは把握できない。

（参考）令和6年の定額減税の際には、既存の税務手続きの中で把握できない配偶者控除の適用がない配偶者に係る情報は、納税者による申告により把握。

税制上把握している配偶者情報

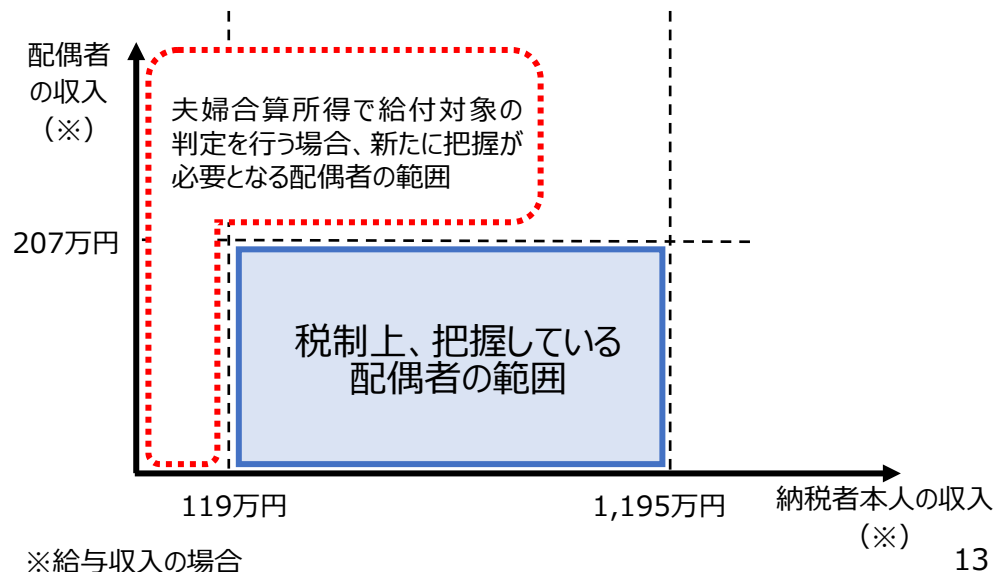
【配偶者（特別）控除を適用する納税者本人の側】

- ・ 配偶者の氏名、個人番号等

【配偶者（特別）控除の対象となる配偶者の側】

- ・ なし

＜税制上、納税者本人の側から把握している配偶者の範囲＞



税・社会保険制度における給与収入／賃金の閾値

- 所得税・住民税においては、給与については、収入金額から給与所得控除（最低保障額は74万円）を差し引いた額が給与所得となる。他の所得と合わせた合計所得金額から所得控除を差し引いた額（課税所得）に税率を乗じたものが税額となる。
- 被用者保険（年金・医療）においては、週の所定労働時間が20時間以上の場合に、加入要件を満たす。
- 雇用保険(2028年10月1日～)においては、週の所定労働時間が10時間以上の場合に、加入要件を満たす。（現行制度上は週20時間以上）

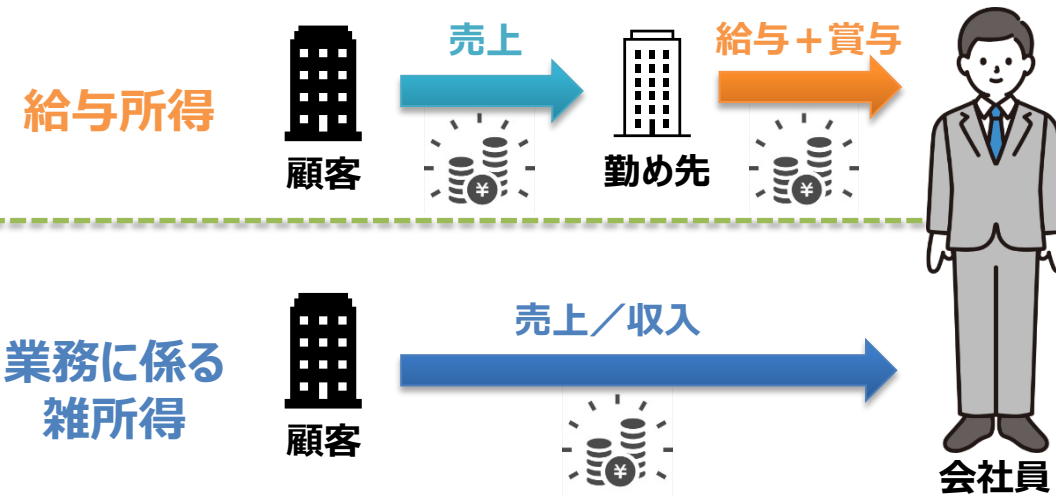
制度	閾値の概要	(参考) 閾値の金額
所得税	税額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（課税最低限）（※1）	209.4万円超
住民税	所得割額（課税所得）が0円超となる給与収入の水準（※1） 均等割額が課税される給与収入の水準（※2）	138万円超 119万円超
所得税・住民税	給与所得が0円超となる給与収入の水準	74万円超
被用者保険 （年金・医療）	被用者保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週20時間・52週働いた場合）	106.4万円超 保険料額：12,408円／月 （※3）
国民年金保険料の免除	免除制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	251万円以下（※4）
国民健康保険料の軽減	軽減制度の適用対象となる場合の給与収入の水準	165万円以下（※5）
雇用保険	雇用保険の加入対象となる場合の賃金の水準 （最低賃金（沖縄）で週10時間・52週働いた場合）	53.2万円超 保険料額：222円／月 （※3）
生活保護	一般的な最低生活費（生活扶助と住宅扶助の合計値）に満たない収入の水準	（東京23区）約160万円未満 （地方郡部）約123万円未満 （※6）

（※1）標準的な社会保険料支払いがあり、給与所得控除、社会保険料控除と基礎控除以外の適用がない場合。
（※2）社会保険料支払いがなく、給与所得控除と基礎控除以外の適用がない場合（非課税限度額が適用）。
（※3）被保険者負担分の保険料額。健康保険の保険料額については、協会けんぽの平均保険料率を使用。
（※4）単身給与所得者の場合の4分の1免除の基準（年収ベース）。その他、194万円（半額免除）、162万円（4分の3免除）、141万円（全額免除）といった基準がある。扶養親族の有無や社会保険料控除等の額により変動。
（※5）給与所得者単身世帯の場合の応益分（均等割・世帯割）2割軽減の基準（年収ベース）。その他、139万円（5割軽減）、108万（7割軽減）といった基準がある（いずれも令和7年度時点）。世帯における被保険者数により変動。
（※6）41～59歳単身世帯の場合。東京23区は生活扶助約95万円、住宅扶助約64万円。3級地-2は生活扶助約84万円、住宅扶助約38万円。

勤労性の所得について

- 勤労性の所得には、典型的には給与所得と事業所得があるが、シェアリングエコノミー等の新たな形態の経済活動が広がり、副業も増加する中で、業務委託契約に基づく勤労による所得が雑所得に含まれることが多くなっている。

【副業がある勤労者のイメージ（給与所得＋雑所得）】



【業務委託契約に基づく比較的小規模な所得がある勤労者のイメージ（雑所得のみ）】



【雑所得の内訳】

雑所得

：所得 10 分類のうち、他の 9 の所得のいずれにも当たらない所得

公的年金等に係る雑所得	公的年金等（国民年金、厚生年金など）に係る収入
業務に係る雑所得	営利を目的とした継続的な業務に係る収入のうち、事業所得に当たらないもの
その他雑所得	上記 2 つに該当しない雑所得

【参考 1】事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし※ 1
300万円超	概ね事業所得	概ね業務に係る雑所得
300万円以下	※ 2	業務に係る雑所得

- ※ 1 業務に係る雑所得を有する場合で、
 ・業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える場合は、「現金預金取引等関係書類」（領収書、納品書、請求書、契約書、預貯金の出入金明細等）を保存する必要。
 ・同収入金額が1,000万円を超えて確定申告書を提出する場合には、総収入金額や必要経費の内容を記載した書類（収支内訳書等）の添付が必要。
- ※ 2 事業所得に当たるか否かは、その所得を得るための活動が、社会通念上「事業」と称するに至る程度（規模）で行っているかどうかで判定される。例えば、①収入金額が僅少と認められる場合、②その所得を得る活動に営利性が認められない場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することになる。
- ※ 3 300万円以下の雑収入には、現金預金取引等関係書類の保存義務もないため、確定申告書の記載以外から業務に係る雑収入かその他雑収入かを判断できない。

【参考 2】事業所得と業務に係る雑所得の差

事業所得	・青色申告ができる（青色申告特別控除の適用、純損失の繰越等） ・他の所得（給与所得等）と損益通算ができる 等
業務に係る雑所得	・青色申告はできない ・雑所得以外の所得とは損益通算ができない 等

諸外国の制度において参照する収入と所得の範囲

○ 諸外国の制度においては、受益額を遡増させる際には勤労性の収入、遡減させる際には勤労性の収入に限らず総所得（金融所得、年金収入等を含む）を参照するものが多い。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
遡増部分等 (主なもの)	勤労性の収入	勤労性の収入 (2,500ドル超)	—	勤労性の収入	勤労性の収入 (3,000カナダドル以上)
遡減・消失部分等	総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前) ※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。 ※金融所得等が12,200ドル超の場合、受益できない。 ※総所得もしくは勤労性の収入の大きい方が遡減・消失に使用される。	総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前) ※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。	勤労性の収入 (社会保険料・税引き後) ※年金収入等は全額が給付額から減額される。 ※資産から生じる収入(例：利子配当、賃貸収入)は資産として扱われる。	総所得 (社会保険料引き後、税引き前) ※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入、社会給付等を含めて算出。	総所得 (経費等控除後、基礎控除前社会保険料・税引き前) ※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。
勤労性の収入の 具体例	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益		日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益

諸外国の制度における受益額、対象者の収入の範囲のイメージ

(2026年2月現在)

- 諸外国の税制に関連する給付措置等においては、所得に応じて逦増・逦減する制度設計のものが多い。
- 子どもがいると受益額が加算される制度設計が多い。対象となる所得範囲が広がる場合もある。

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (Earned Income Tax Credit) (B)児童税額控除 1997～ (Child Tax Credit)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 (Prime d'activité) 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 (Canada Workers Benefit) 2007～	食料品・必需品給付 (Groceries and Essentials Benefit) (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
受益イメージ ^(注1) ※夫婦2人は赤色、夫婦のみは橙色					
受益額(年間) ※受益額の()内は一人当たり平均賃金比	(A) 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて受益額は増額 最大受益額： 子0人：\$ 664 (1%) 1人：\$ 4,427 (5%) 2人：\$ 7,316 (9%) 3人～：\$ 8,231 (10%) (B) 17歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、受益可能 最大受益額：\$2,200 (3%) /子	●夫婦のみの場合 最大給付額：£ 7,537 (17%) ●子ども等がいる場合 16歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額： £ 3513.72 (8%) /子 (最大2人分) ※このほか、追加給付として住宅費に対する補助等が存在	●夫婦のみの場合 夫婦の勤労形態によって給付額は異なる ●子ども等がいる場合 25歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数・年齢・夫婦の勤労形態に応じて給付額は異なる	●夫婦のみの場合 最大受益額：C \$ 2,813 (3%) ※夫婦のみの場合、夫婦と子ども等の被扶養者がいる場合、どちらでも受益額は同一	●夫婦のみの場合 最大給付額： C \$ 698 (1%) ●子ども等がいる場合 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額：184C \$ (0.2%) /子
対象者の収入の範囲 (一人当たり平均賃金比) ※夫婦2人の場合	(A) \$ 0～\$ 65,899 (0%～79%) (A) + (B) \$ 0～\$ 487,000 (0%～587%)	£ 0～£ 70,263 (0%～157%)	€ 0～€ 約43,000 (0%～約96%)	C \$ 3,000～C \$ 49,392 (4%～59%)	C \$ 0～C \$ 66,821 (0%～80%)

(注1) 夫婦のみ又は夫婦2人(5歳、2歳)で、片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、逦増部分については勤労性の収入が、逦減・消失部分については総所得(勤労性の収入(給与収入及び事業所得)や金融所得等)が勘案される。

(注2) 勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。

(注3) 英国のユニバーサル・クレジットは、所得補助や児童給付を含め、複数の給付措置を統合した制度となっている。また、受益額イメージの試算に当たっては、資産要件を考慮していない点に留意が必要。

(備考) 平均賃金は、OECD Stat から2024年分のものを使用。アメリカは\$ 82,933、イギリスは£ 44,806、フランスは€ 44,909、カナダはC \$ 83,120。

(参考) 邦貨為替レートは、\$ 1 : 156円、£ 1 : 209円、€ 1 : 183円、C \$ 1 : 113円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和8年(2026年)2月中適用)。

諸外国の制度における受益額の遡増部分の政策的背景

- 米国の勤労所得税額控除・児童税額控除、フランスの活動手当、カナダの勤労者手当においては、受益額について、一定の所得までは、勤労性の収入^(注)に応じた遡増部分が設けられている。
- いずれも、各国で社会保障費用の増加が課題となる中で、失業者や低所得者（とくにワーキングプアや子育て世帯）の福祉依存からの脱却と就労促進（いわゆる「貧困の罠」の解消）を目的として、導入した仕組みである。

【各国の政策的背景】

(2026年2月現在)

アメリカ

- ・ 1960年代に、フードスタンプ・メディケア・メディケイドを導入する等、社会保障制度を拡充。1970年代に入り、それらの維持費用が問題となったことから、政策的に「福祉から労働へ」と方向転換し、併せて財源確保に向けた社会保障税の引上げに伴う低所得者の負担軽減が必要となったことから、勤労所得税額控除の導入に至った。

フランス

- ・ 1990年代から社会保障費の増加が問題となり、社会保険料の引上げや社会保障関連諸税の導入・税率引上げが相次いで行われ、低所得者に対してその負担軽減の必要性が生じるとともに、低所得者の就労促進や所得補填が課題となった。それらを背景として、2001年に前身の制度が導入され、2016年に引き続き低所得者の就労促進と所得補填を目的として活動手当へ移行した。

カナダ

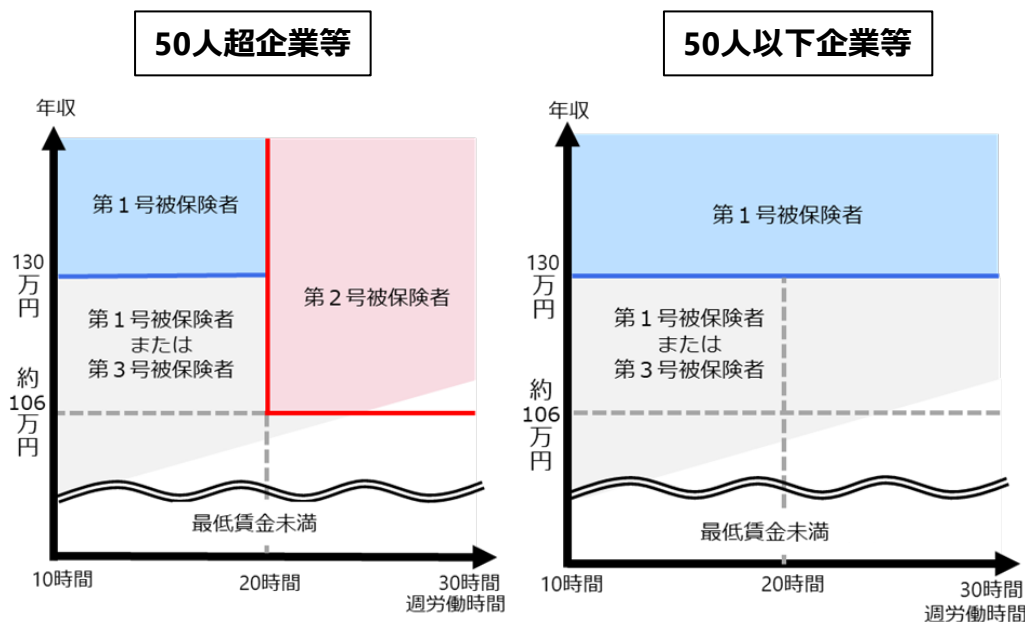
- ・ 1970年代以降の財政赤字を背景として、財政再建に向け、所得控除から税額控除への移行、付加価値税の導入、還付付きの税額控除を通じた中低所得者に対象を絞った負担軽減策等の税制改革や、社会保障制度改革が進められていた。
- ・ その中で、勤労者手当は低所得者の就労促進や税や社会保険料負担の軽減策として提唱され、2007年から実施。

(注) 「勤労性の収入」は、日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当。

社会保険制度上のいわゆる「年収の壁」を巡る現状

- 会社員・公務員の配偶者で扶養され保険料負担がない「第3号被保険者」のうち約4割が就労。
- その中には、一定以上の収入となった場合の社会保険料負担等による手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在。

現行制度の社会保険の適用関係（イメージ）



○従業員50人超企業に
週20時間以上で
勤務する場合

「106万円の壁」

加入制度：厚生年金保険・健康保険

○上記以外の場合

「130万円の壁」

加入制度：国民年金・国民健康保険

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8%）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

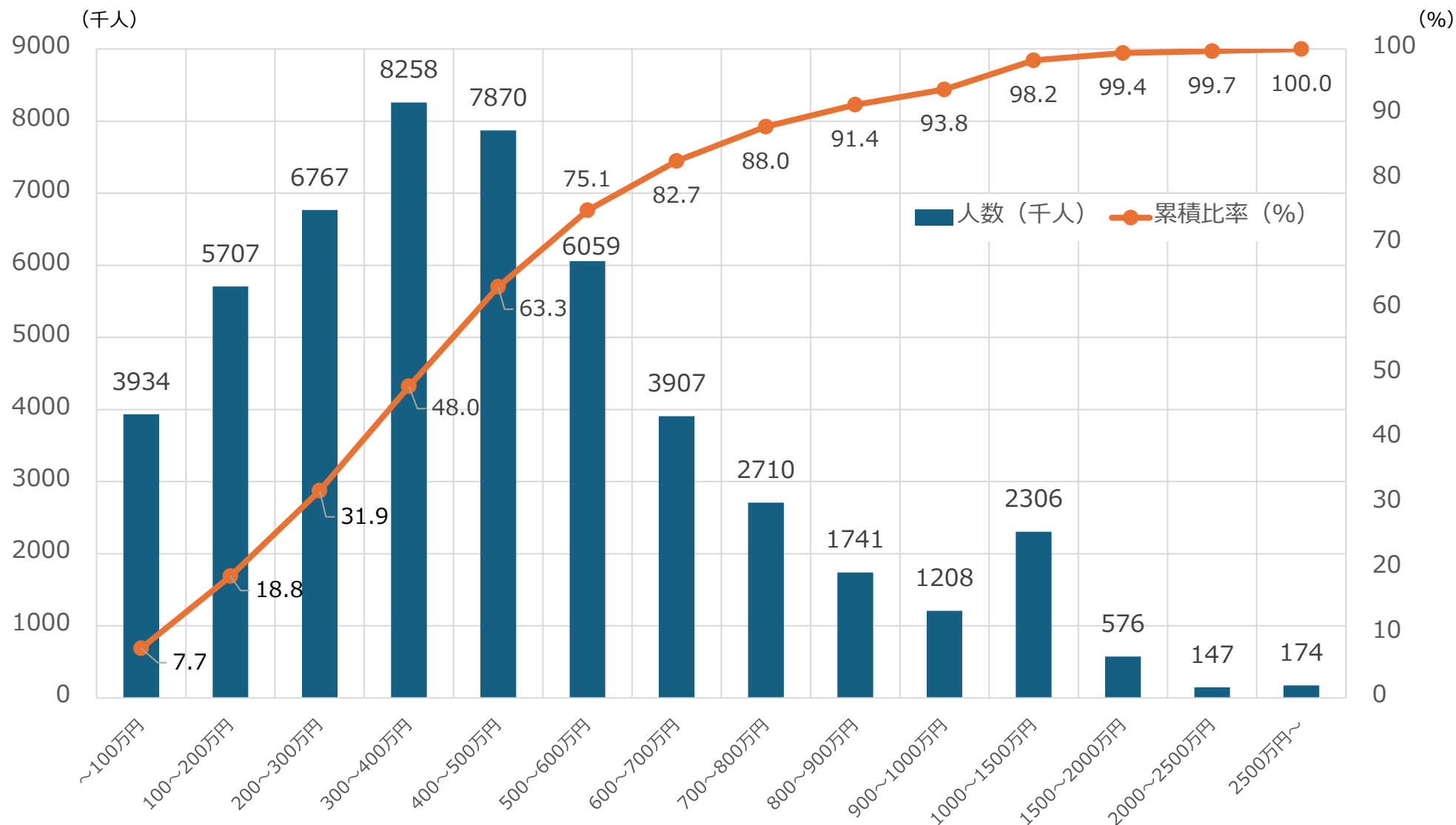
【被扶養者認定基準（130万円）】 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
【被用者保険加入（106万円）】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

（出典）厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

（注1）令和7年年金制度改正法により、短時間労働者の被用者保険加入に係る賃金要件が廃止されることとされており、いわゆる「106万円の壁」は消滅する。

（注2）従業員50人超企業とする企業規模要件についても、令和7年年金制度改正法により段階的に縮小・撤廃することとしている。

給与階級別分布



(注1) 1年を通じて勤務した給与所得者 5,137 万人 (男女計) が対象。

(注2) ここでいう「給与」とは、1年間の支給総額 (給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。) で、通勤手当等の非課税分は含まない。

(出典) 国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」

諸外国の制度における支援の対象者の収入の上限（支援額の消失基準）

- 諸外国において、就労促進を主な目的とする税制に関連する給付措置等においては、夫婦子2人世帯においては、概ね平均年収の50%前後の層までが対象になっている。

	アメリカ	イギリス	フランス	（参考）ドイツ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～ (注2)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～（旧制度1999～）	活動手当 2016～（旧制度2001～）（注3）	市民手当 2007～
夫婦子2人の場合の 対象者の年収の上限 （一人当たり（注1））	平均年収の 約45%	平均年収の 約58%	平均年収の 約55%	平均年収の 約36%

（備考1）OECD tax benefit model（2024年）を基に試算。

（備考2）諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

（注1）夫婦の収入が1：1、子は5歳、2歳であると仮定した場合。

（注2）アメリカについては、そのほかに、子育て支援を主な目的とする児童税額控除が存在し、一人当たり平均年収比約340%を上限とする。

（注3）フランスについては、被扶養者（25歳未満の扶養している子ども等）に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

諸外国の制度における対象者が就業者数（15-64歳）に占める割合

- 諸外国の類似の制度（就労促進を主な目的とする税制に関連する給付措置等）について、対象者が就業者数（15-64歳）に占める割合を推計すると、3割前後。
（※ただし、制度体系や前提が様々異なるため、一定の仮定を置いた機械的な推計であることに留意。）

	割合（A/B）	対象世帯数	対象人数（A）※4	就業者数（B） （2024年）
米国 （勤労所得税額控除）	26.6%	2,444万件 ※2 （2023年）	3,994万人	1.5億人
英国 （ユニバーサル・クレジット）	31.2%	623万世帯 ※3 （2024年）	958万人	3,070万人 ※3
フランス （活動手当）	23.2%	479万世帯 （2023年）	657万人	2,836万人
（参考）ドイツ ※1 （市民手当）	13.2%	-	550万人 （2024年）	4,151万人

（※1）ドイツの市民手当は、OECD Tax-Benefit Model上「生活扶助等Social Assistance」に位置付けられるもの（米英仏の各制度は「勤労手当等In-work benefits」）。また、データ上、「対象人数」が直接得られる一方、「対象世帯数」は不明。

（※2）夫婦単位で申告すれば1件、夫婦別々に申告（別居等の場合）すれば2件とカウント。

（※3）制度運営主体が異なる北アイルランド分を除く数値（就業者数も、英国全体分の人数を人口比で按分する形で、北アイルランド分を除く値を推計）。

（※4）米英仏は世帯における平均的な労働参加者数等により推計。

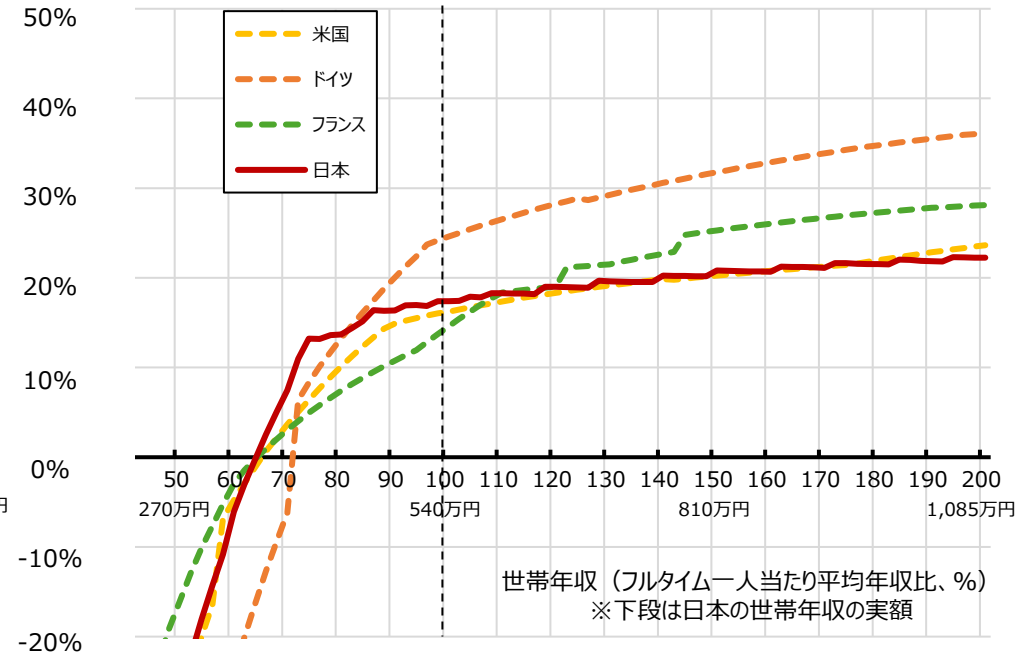
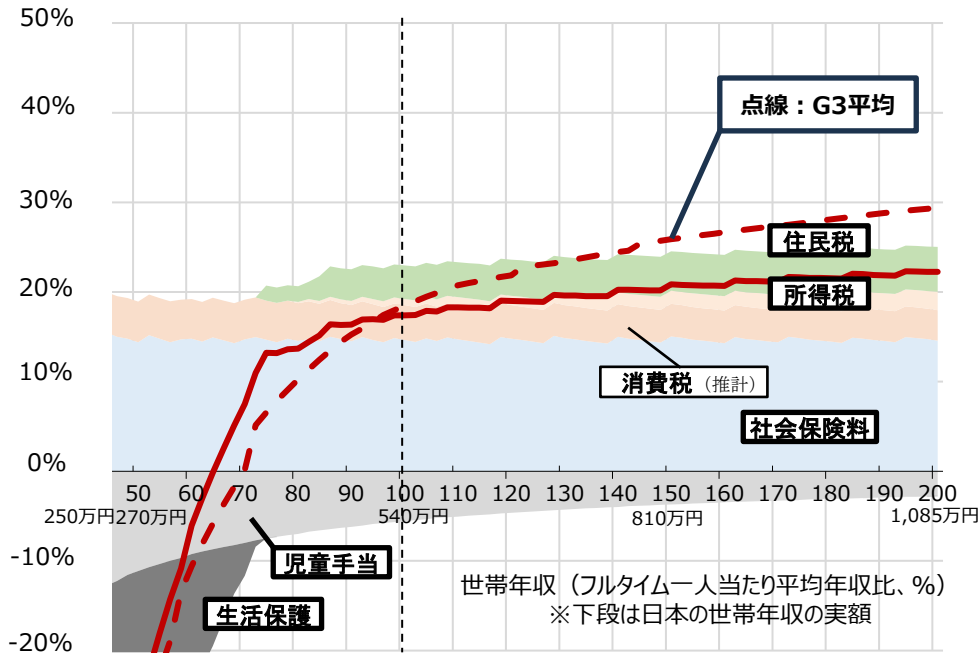
子育て世帯の純負担率（現金給付・国際比較（G3））

夫婦（共働き、被雇用者）
子2人

G3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較

純負担率Ⅱ（負担額－給付額）÷世帯年収

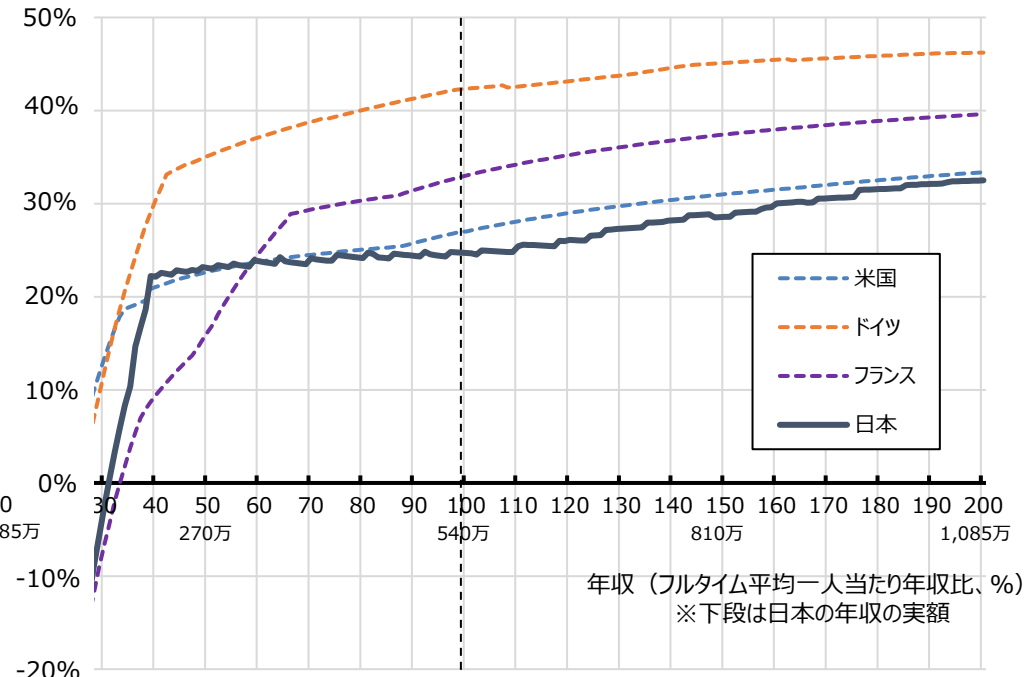
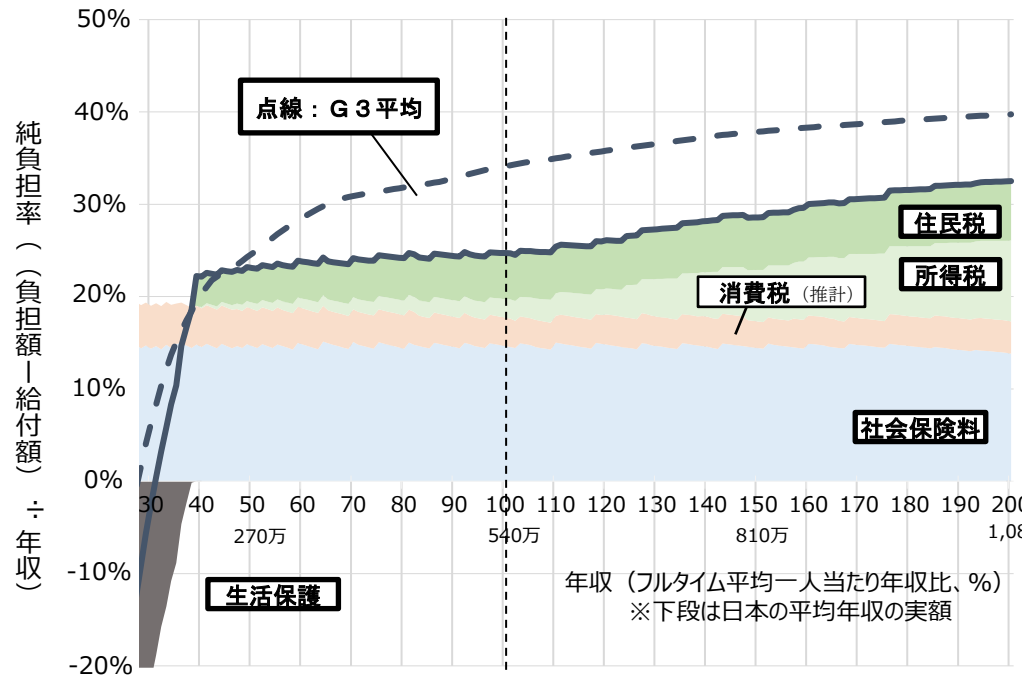


（単位：万円）

一人当たり平均年収比率	50%	60%	70%	80%	90%	100%	120%	140%	160%	180%	200%
世帯の給与収入（2人分）	270	325	375	430	485	540	650	755	865	975	1085
純負担額	-72	-20	28	59	79	94	123	153	179	210	242
うち 所得税	0	0	0	1	2	4	7	10	14	17	22
うち 個人住民税	0	0	0	8	17	20	26	32	40	47	54
うち 社会保険料	39	48	55	62	70	79	96	113	124	141	158
うち 消費税（食料品）	3	4	5	5	5	5	6	7	7	8	8
うち 消費税（その他）	9	10	12	13	14	16	18	21	24	27	29
純負担額の差（日本-G3平均）	10	15	27	15	6	-6	-19	-31	-51	-63	-76
世帯構成員一人当たり 純負担額の差（日本-G3平均）	2.4	3.7	6.9	3.7	1.4	-1.4	-4.7	-7.8	-12.7	-15.8	-19.0

G 3（米・独・仏）平均との比較

（参考）国別比較

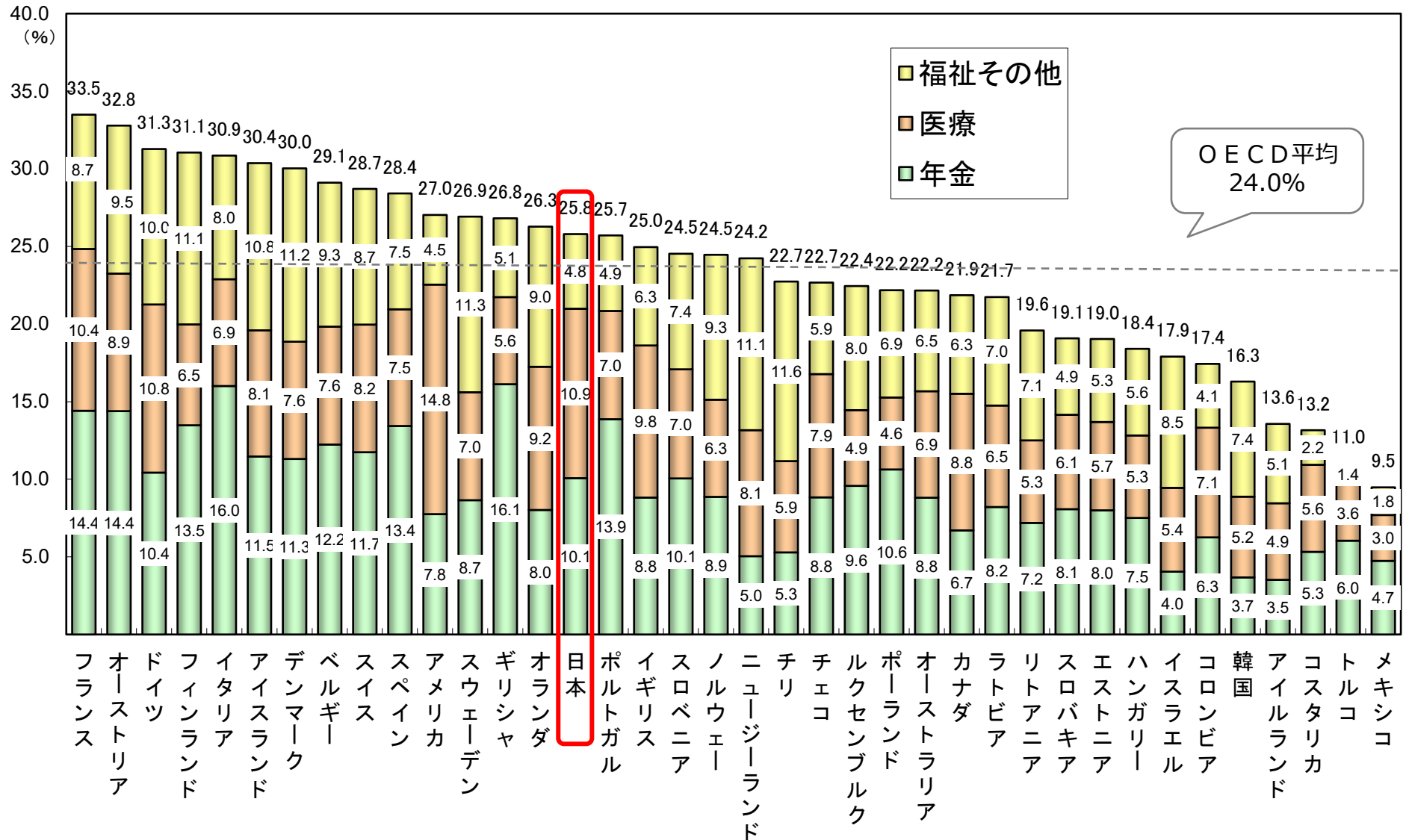


（単位：万円）

平均一人当たり年収比率	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
給与収入	160	215	270	325	375	430	485	540	595	650	705	755	810
純負担額	-4	48	62	77	91	104	118	133	151	170	192	213	231
うち 所得税	0	0	2	3	5	7	9	11	14	18	29	37	45
うち 個人住民税	0	7	10	13	16	20	23	27	30	34	38	42	46
うち 社会保険料	23	31	40	48	57	62	70	79	89	96	103	110	117
うち 消費税（食料品）	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	4	4
うち 消費税（その他）	6	7	9	10	11	13	13	14	14	18	19	21	20
純負担額の差（日本-G3平均）	-14	4	-4	-15	-25	-33	-41	-51	-57	-63	-65	-69	-75

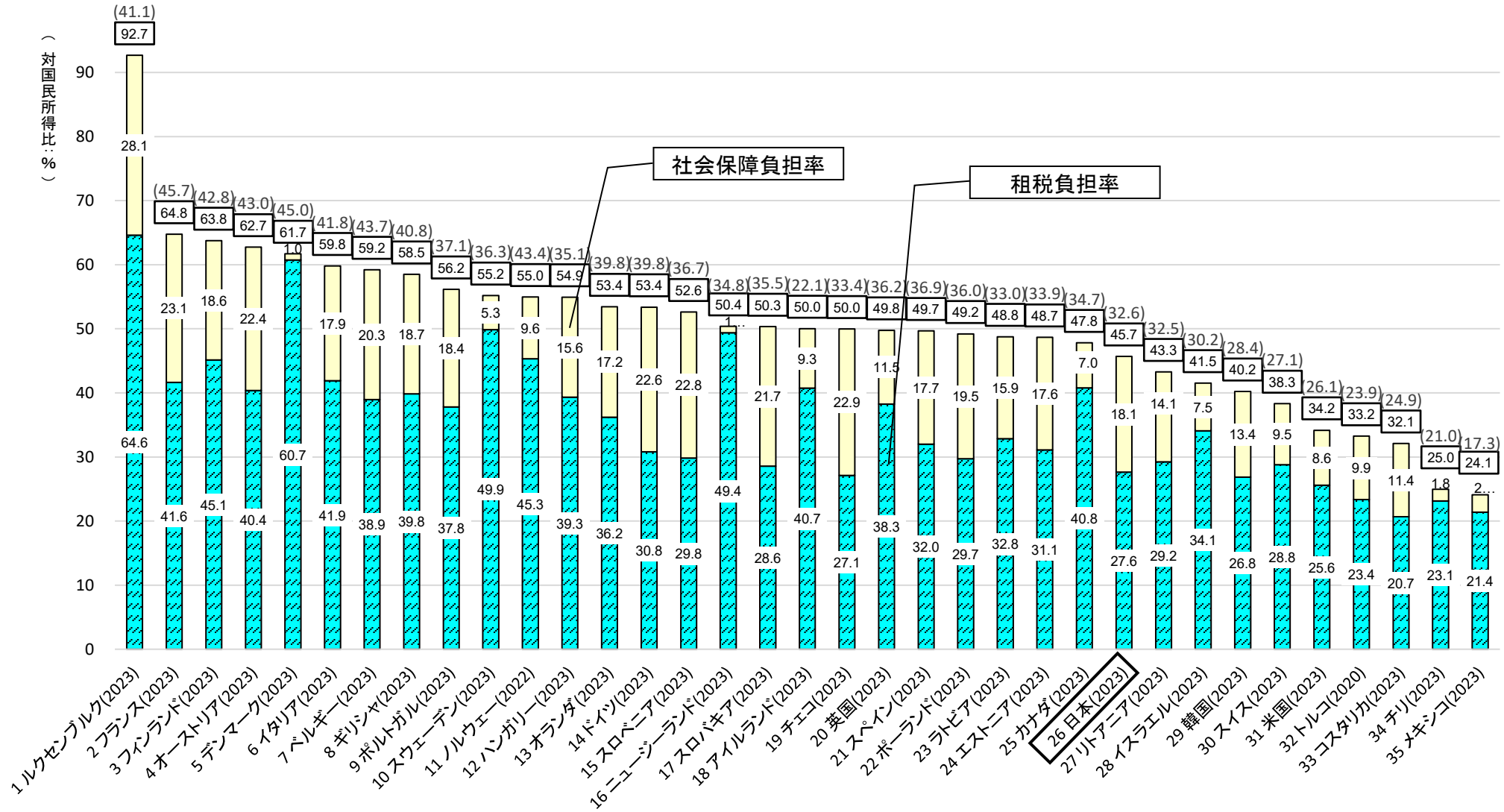
社会保障給付（対GDP比）の部門別の国際比較

- 全体としての社会保障支出や、社会保険料・税負担の状況は、国ごとの高齢化率等によって異なる。
各国の純負担カーブを比較する際には、こうした点についても念頭に置く必要。



(出典) OECD: "Social Expenditure Database"に基づき、厚生労働省で算出したもの(20250912閲覧)。いずれも2021年の数値。
(注) OECD社会支出基準に基づく社会支出データを用いているため、社会保障給付費よりも広い範囲の費用(施設整備費等)も計上されている。
社会支出は、公的社会支出(Public Expenditure) + 義務的私的社会支出(Mandatory Private Expenditure)。

国民負担率の国際比較



(注1) OECD加盟国38カ国中35カ国。オーストラリアについては社会保障負担、コロンビア及びアイスランドについては国民所得の計数が取得できないため掲載していない。

(注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。

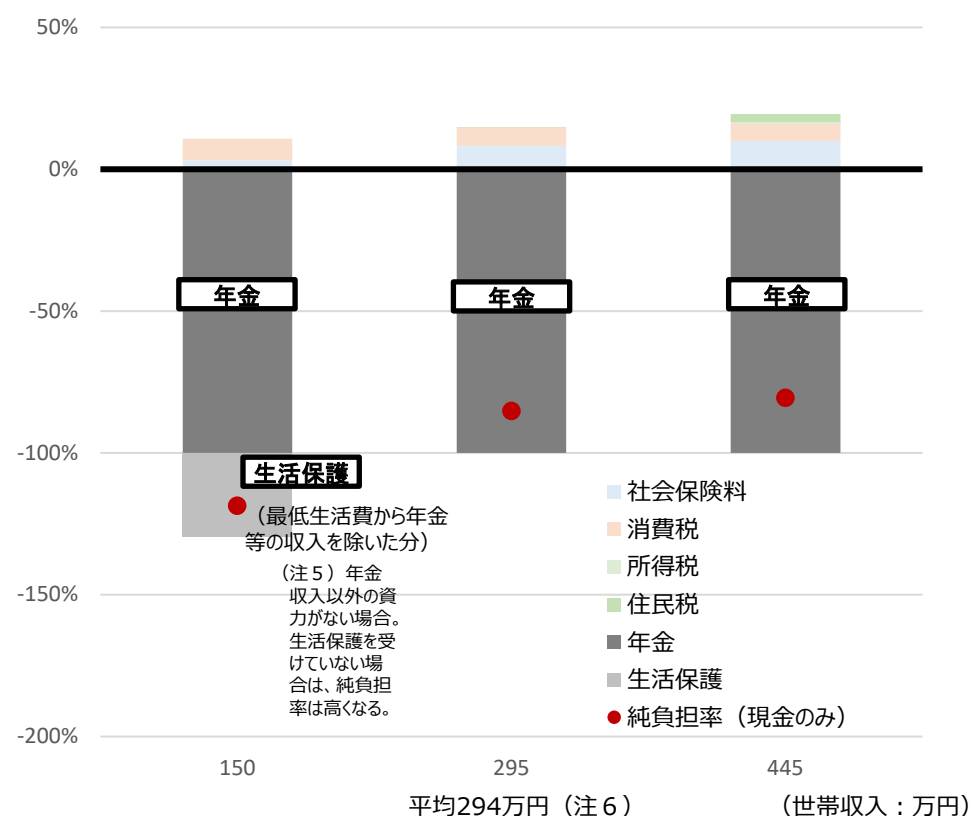
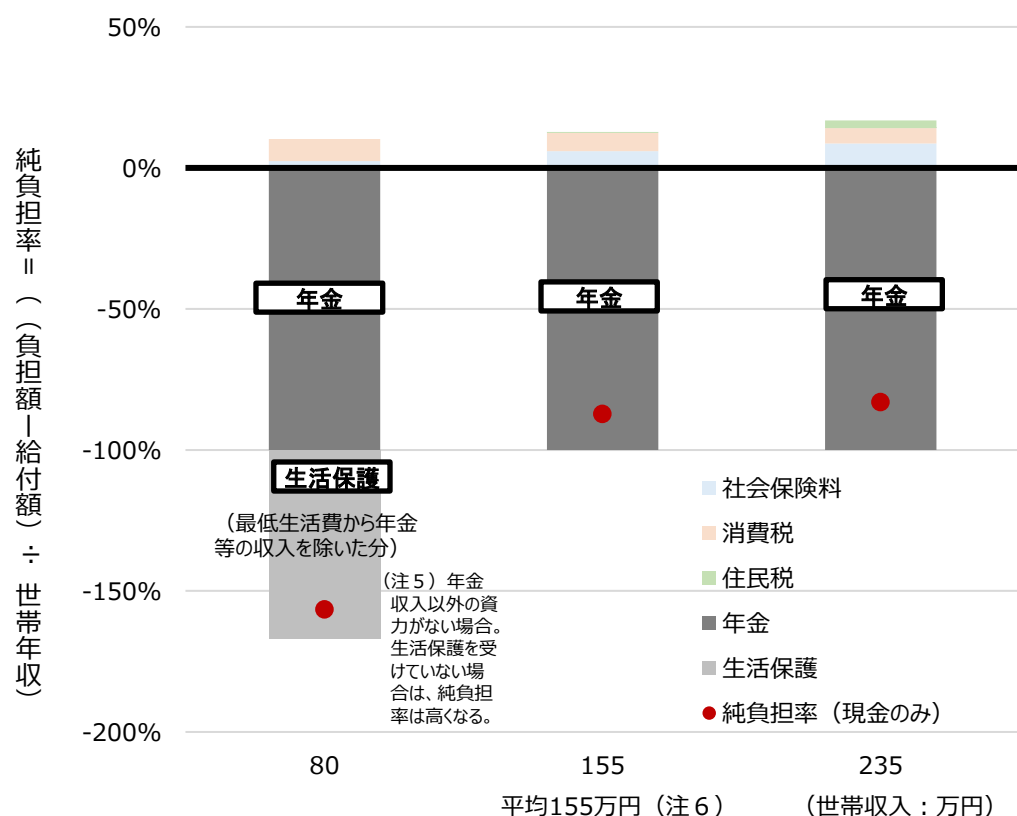
(出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、アメリカ商務省経済分析局

高齢者世帯（非就労世帯）の純負担率（現金給付）

- 現役と比べて、基本的には、税・社会保険料負担は重くなく、**年金給付等もあり純負担もマイナス（受益超過）**。
ただし、年金給付は各個人の現役時代における保険料負担の実績に応じて給付されるものであることに留意が必要。

高齢単身世帯

高齢夫婦世帯

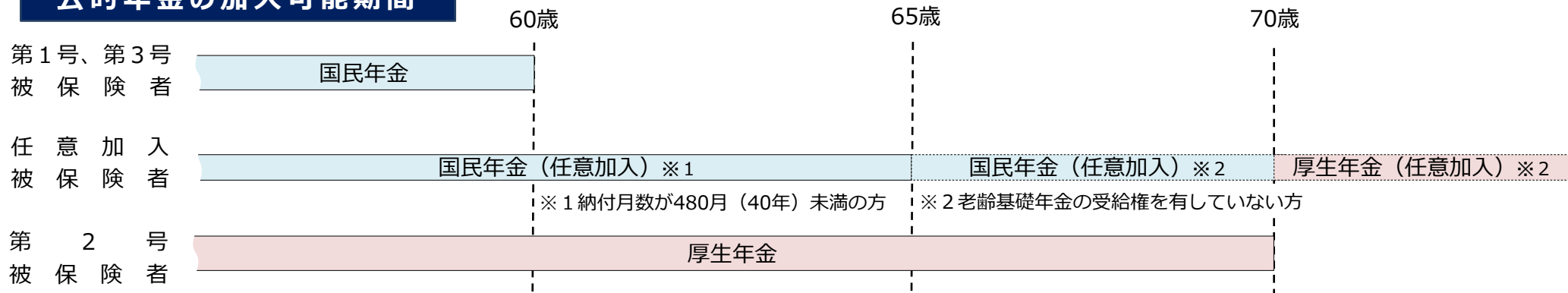


- （注1）単身（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。
夫婦（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。
- （注2）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- （注3）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。
- （注4）消費税については、年金収入にかかる可処分所得（年金収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。
- （注5）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。
- 生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。
- （注6）厚生労働省「年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入（年金収入）の純負担率を示している（試算の都合上5万円単位の概数）。
- （出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

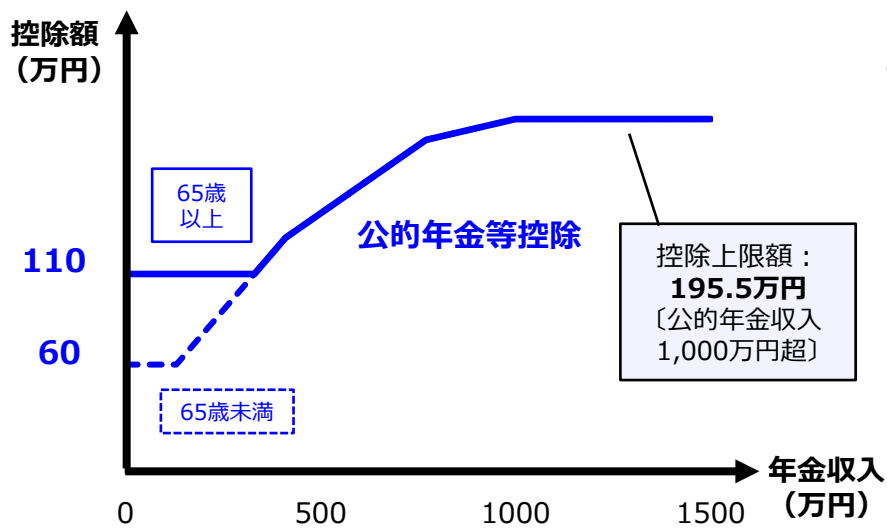
高齢者世帯の税・社会保険料負担や社会保障給付

- 現役世代の税・社会保険料のうち、大きな部分を占める**公的年金の保険料**については、**高齢者は原則負担しない**。
- **公的年金等にかかる税負担**については、年金の拠出段階では社会保険料控除として全額所得控除を受け、**給付段階**では経費性はないが税負担軽減のため**公的年金等控除**が適用される。
- 個人単位で見た場合の**社会保障給付（現物（自己負担分を控除した純給付））**については、受療率が高いこと、介護サービスの受給者が多いこと等から、大きくなる。

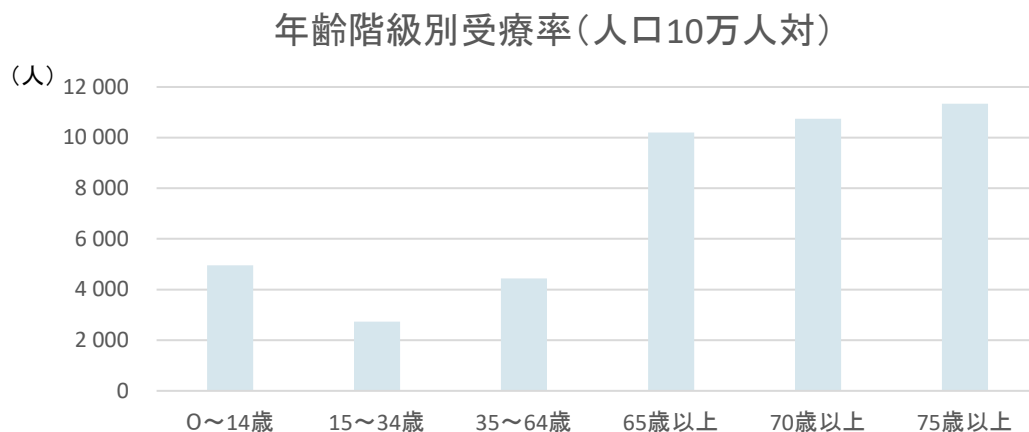
公的年金の加入可能期間



公的年金等控除



年齢階級別の受療率

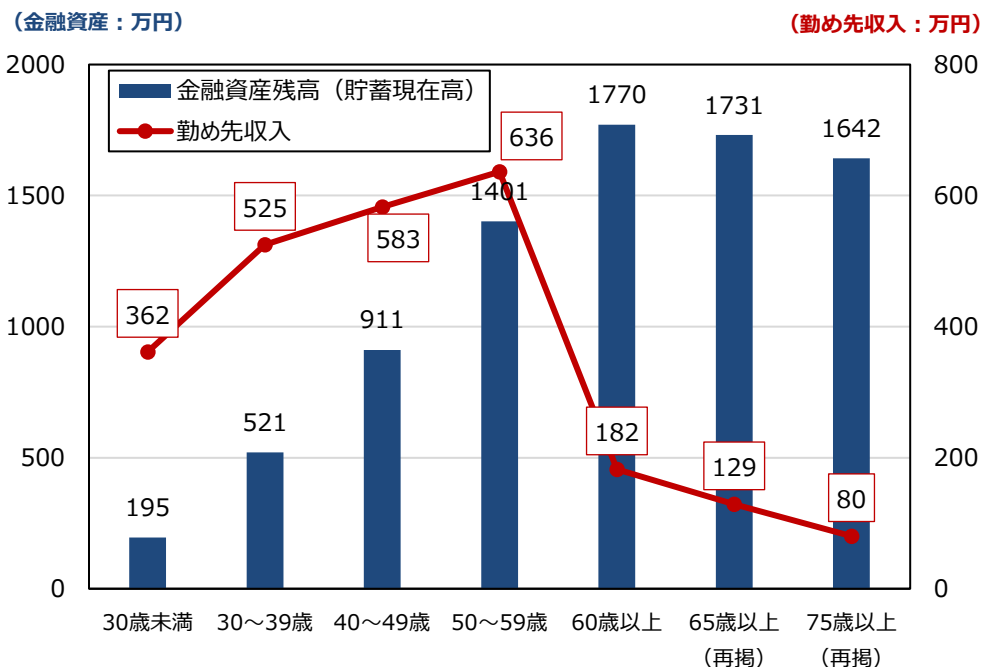


(出典) 厚生労働省「令和5年患者調査」より事務局作成。

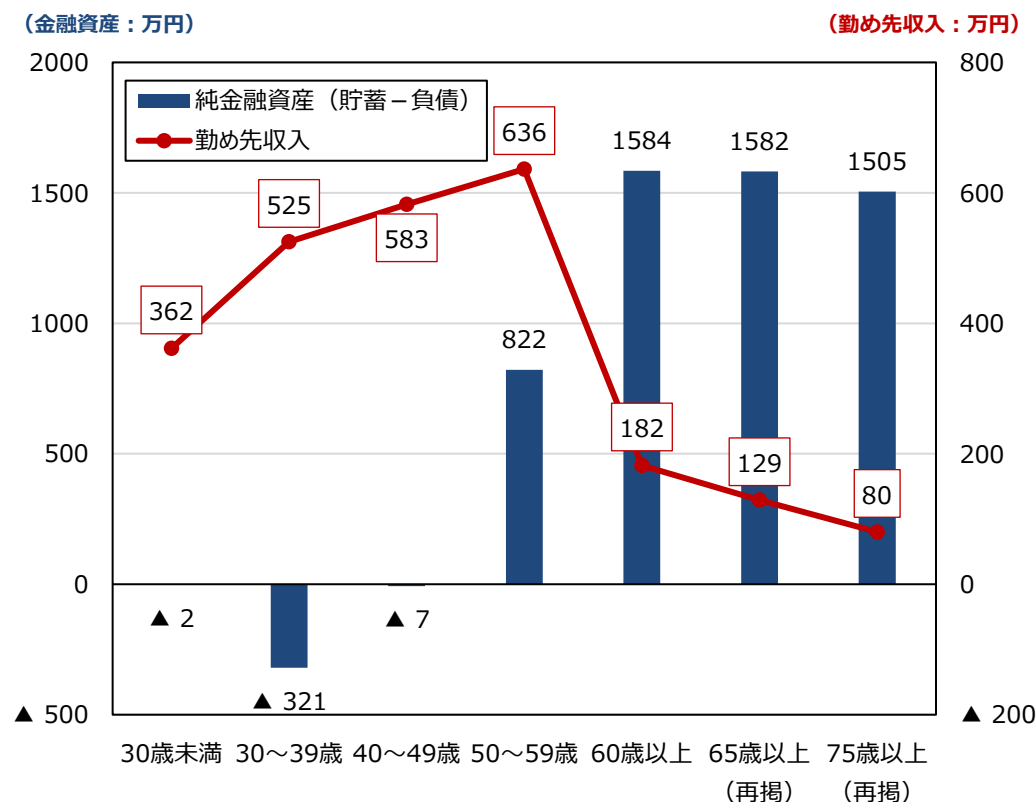
年代別 金融資産と勤労収入の状況

- 年代別の金融資産残高を見ると、現役時代は、年齢が高くなるにつれて金融資産も勤め先収入も増加。高齢期には金融資産は大きい一方で勤め先収入は低い。
- 純金融資産を見ると、50代以降で資産超過状態になる。

世帯平均金融資産残高（貯蓄）



世帯平均純金融資産（貯蓄－負債）



（注）「金融資産残高」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

（出典）総務省「全国家計構造調査」（総世帯）より作成。

制度の執行等

○ 住民・世帯に関する情報は、市町村が保有。

○ 所得に関する情報は、国・市町村・雇用主がそれぞれ保有しているが、その範囲・性質は異なる。

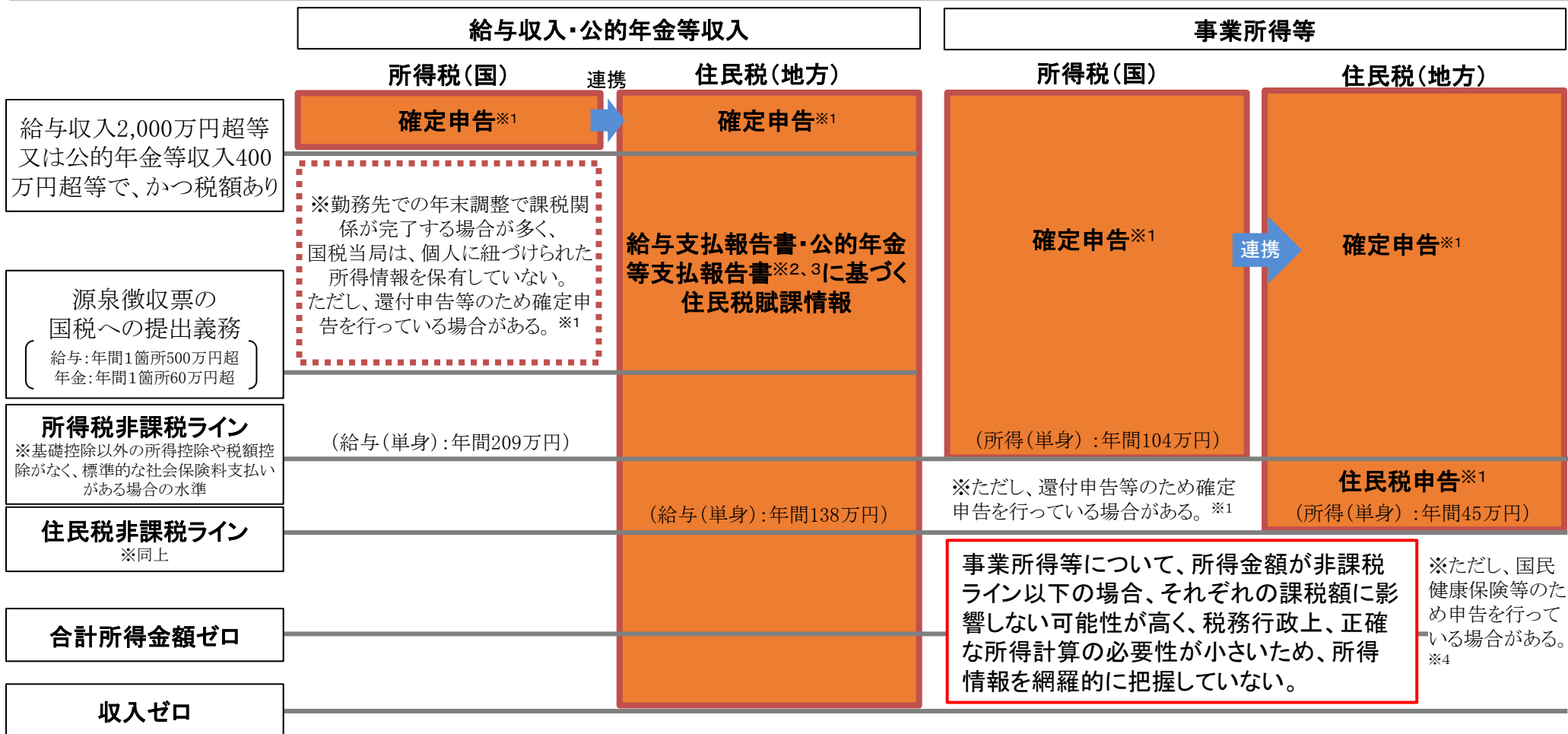
※ 雇用主が保有する年末調整の情報は、確定申告により更新される可能性があり、国・市町村と雇用主とで保有する情報が異なる場合もある。

	国	市町村	雇用主
住民・世帯 情報	—	● 住民・世帯情報 (住民基本台帳情報)	—
課税情報 ・ 保険料 賦課情報	● 所得税の課税情報 (申告納税制度)	● 住民税の課税情報 (賦課課税制度) ● 保険料賦課情報（地域保険）	● 自社が支払った給与に係る 課税情報・保険料賦課情報 (被用者保険)

(※) 住民基本台帳情報や住民税賦課情報（一部の項目）については、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを介して、国や他の市町村から地方公共団体情報システム機構、居住市町村に照会することができる。

国・地方における個人に紐づけされた所得情報の保有状況

- 所得税は原則として申告納税制度であるが、給与や年金については、源泉徴収・年末調整により確定申告を不要とする制度があり、その場合、基本的には、国において個人に紐づけされた所得を把握していない。
- 住民税は賦課課税制度であり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している。（ただし、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、所得情報を網羅的には把握していない。）



※1 確定申告のうち還付申告等による所得把握の要素は捨象している。所得税の確定申告書は、還付申告等も含めると、納税義務者約5,400万人中約2,300万人が提出(令和5年分)。

※2 給与支払報告書:法律上、給与支払金額が30万以下の退職者を除く全件が対象。公的年金等支払報告書:法律上、前年中に死亡した者を除く全件が対象。

※3 地方税当局に提出される給与支払報告書等は、令和9年以降、国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲が限られることもある。

※4 国民健康保険において、市町村の条例により住民税の申告書が提出されていない場合等について、別途、所得の申告義務を課している場合がある。また、税制度以外の他制度の適用を受けるために任意に申告される場合があり、そうした者に限れば、所得等を把握している場合もある。(収入金額については申告されている場合であってもデータとして保有していない場合がある。)

※5 金融所得のうち申告不要分については、現状、国・地方ともに個人に紐づけられた所得情報を保有していない。

「国と地方の役割分担」について

- 地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方では、**国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う**一方、**住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる**とし、地方自治体の事務は**法定受託事務**と**自治事務**に区分される。
- 社会保障関連制度では、**年金は国が直接給付に関する事務を担う**一方、**生活保護・子育て支援・介護・医療の分野においては、国・都道府県・市町村が分担して事務を担っている**。

【地方自治法が定める「国と地方の役割分担」の考え方】

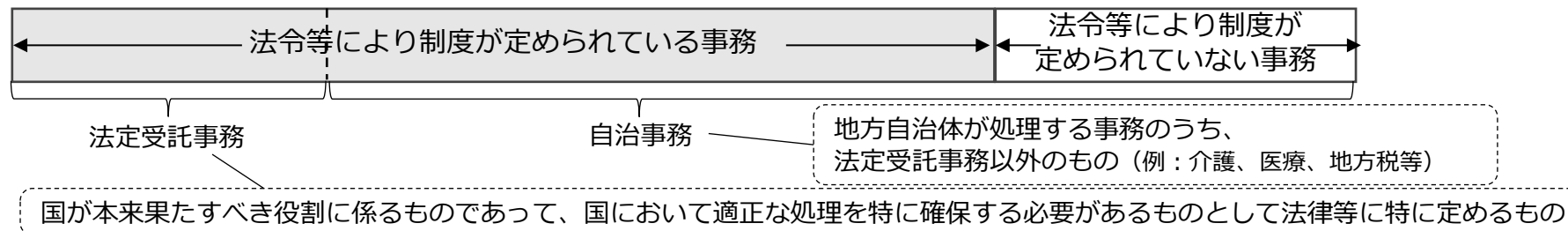
- **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

※国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

- **住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねる。**

＜地方自治体の事務のイメージ＞



【社会保障関連制度における主な役割分担】 ※ **法定受託事務**（都道府県・市町村の法定受託事務以外の事務は自治事務）

	年金	生活保護	子育て支援	介護	医療
国	・年金 給付 に関する事務	・生活保護制度の立案 ・財政支援	・子育て支援制度の立案 ・財政支援	・介護保険制度の立案 ・財政支援	・医療保険制度の立案 ・財政支援
都道府県	－	・保護の決定、 給付等 （※1）	・保育所の設置に係る認可 ・児童扶養手当の 支給 （※1・2） ・財政支援	・介護保険事業運営の助言、援助 ・財政支援	・国民健康保険事業の財政運営の責任主体
市町村	・被保険者からの資格の取得等に関する届出の受理等	・保護の決定、 給付等 （※1）	・保育所の運営 ・保育の必要性の認定や保育所等の利用調整等 ・児童手当・児童扶養手当の 支給 （※1・2）	・介護保険事業の運営（要介護者等の認定、保険給付（高額介護サービス費の 支給 （※3）を含む）等）	・国民健康保険事業の運営（資格管理、保険料の決定・賦課・徴収、保険給付（療養費の 支給 を含む）等）

※1 生活保護の決定・給付や児童扶養手当の支給は、市町村に福祉事務所がある場合は市町村、ない場合は都道府県が担う。

※2 そのほか、法令等により制度が定められていない事務として、児童手当・児童扶養手当の登録口座を活用した国の給付金の支給事務を行ったことがある。

※3 負担上限を超えた額がサービス利用後に登録口座に振り込まれる高額介護サービス費の支給。

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

第2条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第1号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第2号法定受託事務」という。）

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の考え方

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）では、今後目指す行政の姿として、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫**という最適化された行政」「**有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行う**ことができる強靱な行政」「**規模の経済やコストの可視化及び調達**の共同化を通じた負担の軽減により、**国・地方を通じ、トータルコストが最小化**された行政」が掲げられている。

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針の概要

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握や給付などの支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用
の推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

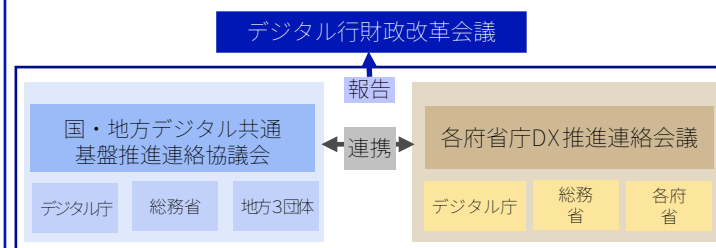
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
 - ※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・原則として費用は整備主体が負担
 - ・利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保
 - ・総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

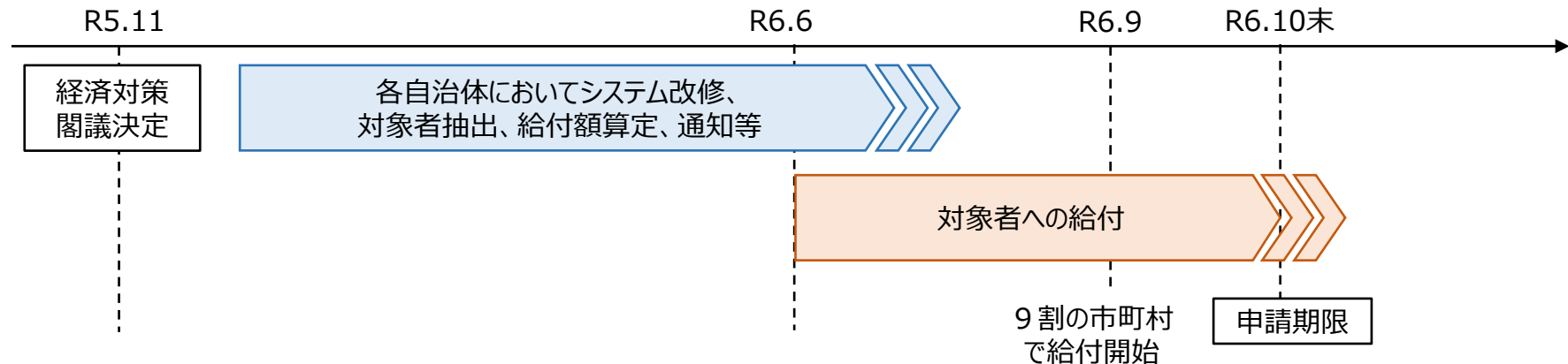
各府省庁DXの推進の枠組み

- ・今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

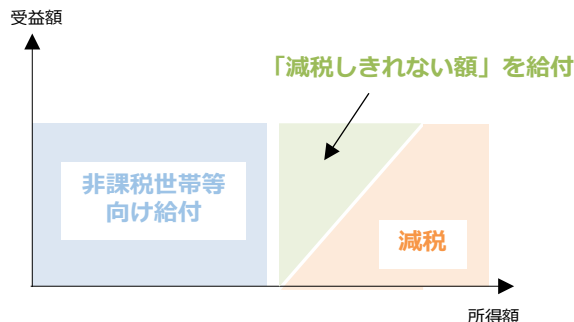
「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（当初調整給付）の実施状況

- 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」のうち、R6年に定額減税の全額を所得税・住民税から控除しきれないと見込まれる方に対して税額の確定を待たずに給付を行った「当初調整給付」の際は、**R5.11の経済対策閣議決定後、早い自治体ではR6.6（約7か月）から給付が開始され、R6.9（約10か月）までに約9割の自治体において給付が開始。**
- この「当初調整給付」は、**経済対策として速やかな給付**が求められる中で、税額の確定を待たずに見込み額の推計を伴う方式で実施したため、**事務を担った各自治体においては大きな事務負担**となった。

【R6当初調整給付の実施状況】



【給付金・定額減税一体措置の制度イメージ】



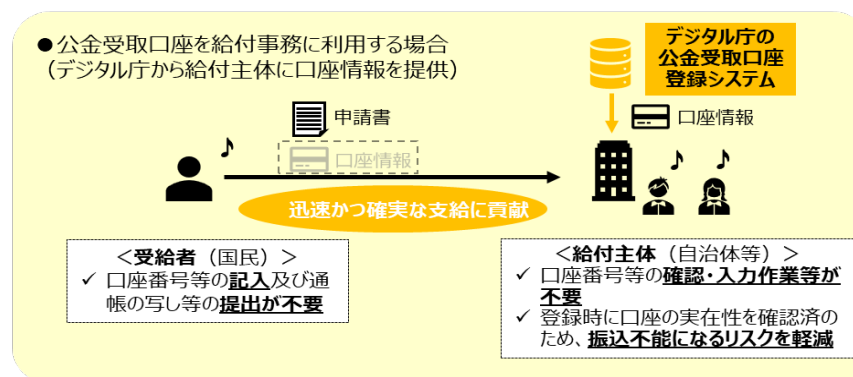
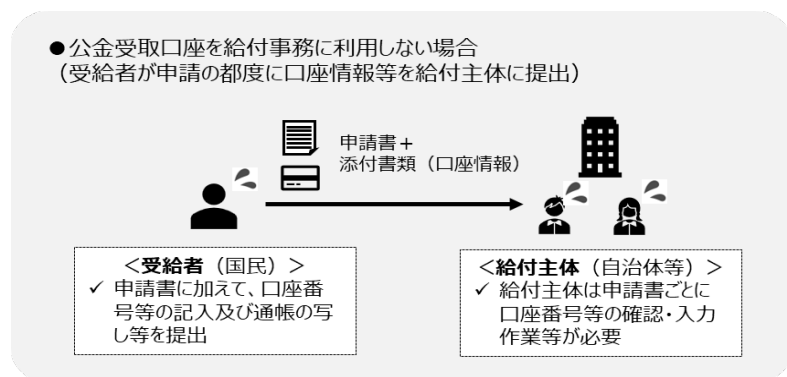
【給付金・定額減税一体措置における事務負担等について】

(第4回有識者会議における富田構成員提出資料より)

- ・ 煩雑である減税と給付金算定事務が、確定申告の相談受付や当初課税事務等が集中する**業務繁忙時期に重なった。**
- ・ **大量の申請受付・支給を処理する必要**があったとともに、委託業務を行う場合に、**委託業者と制度や事務スキーム等に関する詳細な調整等が必要となったことで膨大な事務が発生した。**
- ・ 給付金の受給対象者となる約3万件を超える情報について、**口座の確認作業や振込口座データの作成、振込エラーの対応などに係る事務負担が大きいものとなった。**
- ・ **市民や事業者からの問合せ対応に追われ、市役所において相当数の職員投入を余儀なくされるとともに、時間外勤務が増加した。**
- ・ **システム改修に要する設計、調整、確認等の事務負担が発生した。**

(参考) 公金受取口座

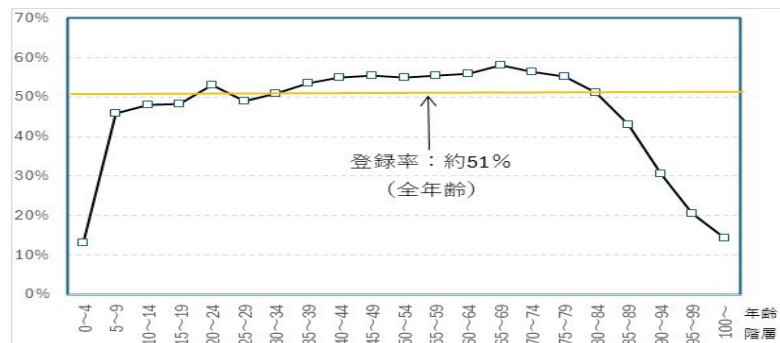
- 「公金受取口座」は、口座登録法に基づき、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、国民1人につき1口座の預金口座情報等をマイナンバーとともにデジタル庁に任意登録し、給付主体による給付事務の実施に当たり、デジタル庁から当該口座情報を提供する仕組み。
- 給付対象者においては申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が、行政機関においては口座情報の確認作業等が不要となる。
- 登録した口座の名義変更等を行った際には、本人がマイナポータル等を通して公金受取口座登録情報の変更手続きを行う必要がある。
- 現在の公金受取口座の登録数は約6,400万件（3月末時点）であり、自治体における児童手当等の給付、国税の還付等様々な事務で使用されている。2022年の運用開始以降、約4,300万件（3月末時点）の口座情報を提供している。
- なお、「預貯金口座付番制度」は、預貯金者がその意思に基づき金融機関へマイナンバーを届け出て、預貯金口座に付番することにより、預貯金者が相続時等に口座の所在を確認しやすくなる仕組みであり、「公金受取口座登録制度」とは異なる制度である。



◆ 公金受取口座の活用の有無による給付事務への影響

	紙申請の口座	公金受取口座
受給者による申請手続	口座情報の記入・提出が必要	左記が不要
行政側の事務コスト	口座情報の提出を求める封筒の郵送、口座情報の確認・入力作業、振込エラーへの対応等が必要	左記事務に係るコストを軽減
給付に要する期間	相対的に長期化	給付までの期間を短縮
口座実在性確認	通常は未実施	登録時等に実施済
誤給付等のリスク	一定のリスクあり	リスクを軽減

◆ 年齢階層別の公金受取口座の登録率



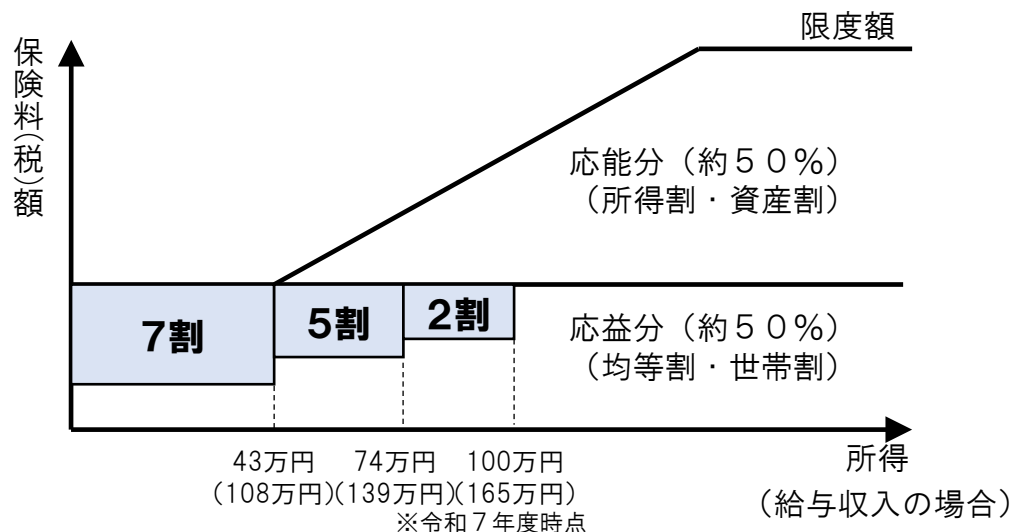
(注) 目安であり、実際の給付事務の性質等によって影響は異なり得る。

低所得・低年金の方への支援（負担軽減含む）

- 様々な理由により保険料の納付が困難な方や、年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、保険料の軽減・減免制度や給付金制度が設けられている。

●国民健康保険料（税）の軽減について

所得が一定額以下の場合には、応益分保険料（税）（均等割・世帯割）の7割、5割又は2割を軽減している。



●国民年金保険料の免除について

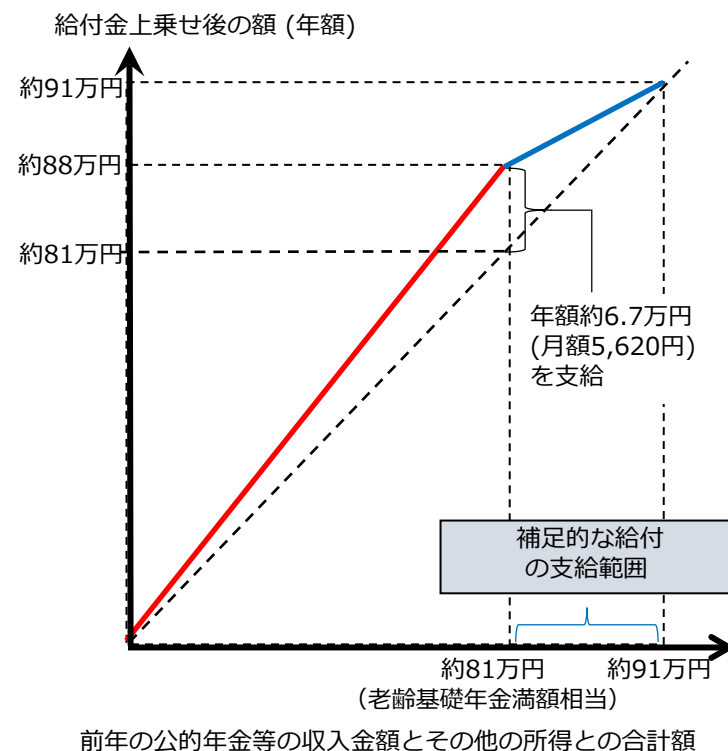
- ・ 所得が一定額以下の場合など、保険料を納付することが経済的に困難な場合は、本人の申請等により、承認されると納付が免除。
- ・ 免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1で、免除期間中の老齢基礎年金額への反映割合も保険料負担分に応じそれぞれ半額、8分の5、4分の3、8分の7になる。

（参考）単身世帯における免除となる所得水準（括弧内は給与収入の場合。社会保険料控除は0と仮定している。令和8年度時点。）

全額	67万円（141万円）
4分の3	88万円（162万円）
半額	128万円（194万円）
4分の1	168万円（251万円）

●年金生活者支援給付金について

- ・ 年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、月額5千円を基準とし、年金に上乗せして支給する制度。消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給。



（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者に係る老齢年金生活者支援給付金の例

就労が困難な方への支援

- 様々な理由により就労が困難な方がいるが、その背景は多様であり、個別の事情に応じ、重層的に支援制度を設け、制度ごとに支援を実施。なお、各制度については、それぞれの制度趣旨等を踏まえて、支援内容や対象者の要件等の範囲が定められている。

【支援制度の例】

	制度名	制度目的	生計支援等	対象者への就労支援制度／事業等
一般	生活保護	最低限度の生活保障 自立の助長 ※資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養等は、保護に優先される。	最低生活費（生活扶助、住宅扶助等）から収入を差し引いた差額（保護費）の支給	- 被保護者就労支援事業 - 被保護者就労準備支援事業
	生活困窮者自立支援制度	自立の促進 生活の安定	金銭給付は住居確保給付金のみ（家賃補助、転居費用補助）	- 自立相談支援事業 - 就労準備支援事業 - 認定就労訓練事業
失業・求職	雇用保険（求職者給付）	失業者に対する生活の安定と再就職の促進	基本手当等	- ハローワークにおける就職支援 - 無料の職業訓練
	求職者支援制度（職業訓練受講給付金）	特定求職者（※）の職業及び生活の安定 ※雇用保険被保険者以外の者等	職業訓練受講給付金	- ハローワークにおける就職支援 - 無料の職業訓練
負傷・疾病による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	傷病手当金	－
	労災保険	被災労働者等の保護	休業補償給付	－
出産・育児による休業	健康保険（被用者保険）	社会保障及び国民保健の向上	出産手当金、産休・育休期間中の保険料免除	－
	雇用保険（育児休業等給付）	労働者の職業生活の円滑な継続の援助・促進	育児休業等給付	－
障害	障害年金	所得の保障	年金給付	－
	障害福祉サービス（就労系）	就労に必要な知識・能力の向上	－	就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援等
	障害者雇用制度	雇用機会の確保、職業の安定	－	- 障害者雇用率制度 - ハローワークにおける就職支援

※ 各支援を受けるに当たっては、対象者の要件を満たす必要がある。例えば、生活保護、住居確保給付金、職業訓練受講給付金については、収入・資産等の要件がある。

※ 上記のほか、介護離職防止のための支援、非正規雇用から正規雇用への転換のための支援等、支援を受ける方の特性に合わせた支援を実施。

将来的な方向性

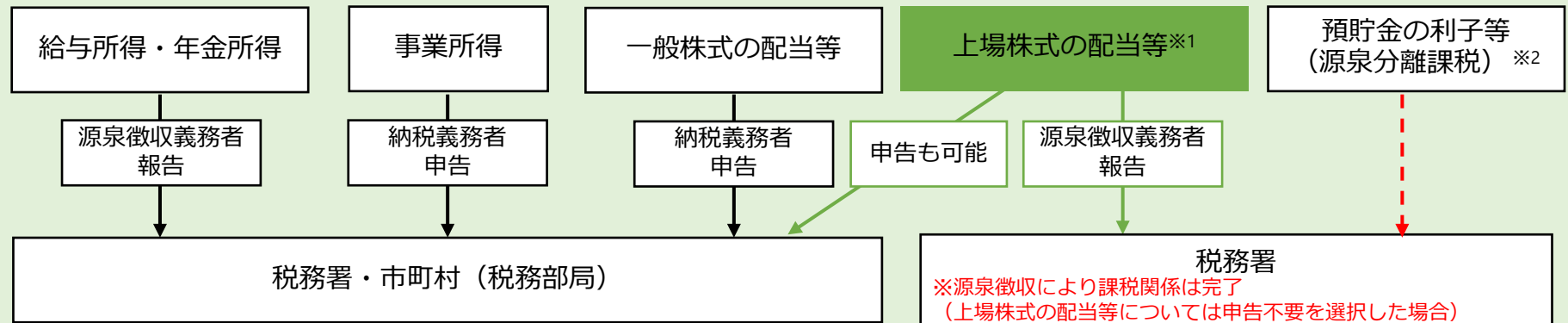
日本における主な金融所得の把握

- 納税者が申告不要を選択することができる場合、実際に申告されなかった金融所得については、国・市町村のいずれにおいても、個人ごとに名寄せして合計した所得情報を保有していない。

課税種別	口座	主な金融所得
総合課税 【確定申告 必須 】	一般	◆ 配当：一般株式等（上場株式等以外の株式等）の配当所得、非上場株式のみなし配当 など
申告分離課税 【確定申告 必須 】	一般	◆ 譲渡：上場株式等、一般株式等に係る譲渡所得
	特定	◆ 特定口座（源泉徴収なし）に上場株式等に係る譲渡所得がある場合
課税方式を 選択可能 【申告不要 選択可 ※】	一般	◆ 配当：上場株式等の配当等、国外投資信託の配当等 など
	特定	◆ 特定口座（源泉徴収あり）内の所得
源泉分離課税 【確定申告 不可 】	一般	◆ 利子：預貯金の利子等 など

※原則、源泉徴収されるが、その後に自らの選択で確定申告を行うことが可能

○所得税・市町村民税



※1 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可。

※2 源泉分離課税となる特定公社債以外の公社債や預貯金の利子等については、支払調書の提出義務がない。

諸外国における金融所得の把握方法の概要

○ 諸外国においては、種類を問わず金融所得がある者は確定申告が必要であり、金融機関においても税務当局への調書提出が義務付けられている。

(2026年2月現在)

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ
納税者 →税務当局	金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	金融所得がある者は、 <u>確定申告等が必要</u> (注2)	金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>
金融機関 →税務当局	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出 (注3)	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出

(参考) 諸外国における金融所得の課税方法

利子所得 課税	総合課税	10～37%	申告分離 (段階的課税)	0、20、40、45% ※2027年4月以降は 22、42、47%	申告分離と 総合課税との 選択制	〔申告分離課 税〕 12.8% 又は 〔総合課税〕 0～45%	総合課税	14、20.5、26、 29、33%
配当所得 課税	申告分離 (段階的課税)	0、15、20% ※株式譲渡益は、 12ヶ月以下保 有の場合、 総合課税 (10～37%)	申告分離 (段階的課税)	8.8、33.8、39.4% ※2026年4月以降は 10.8、35.8、 39.4%				
株式譲渡益 課税			申告分離 (段階的課税)	18、24%				

(備考) 税率は小数点第二位を四捨五入している。金融所得の課税方法について、比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

(注1) アメリカ、カナダについては、連邦税のみ記載。州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

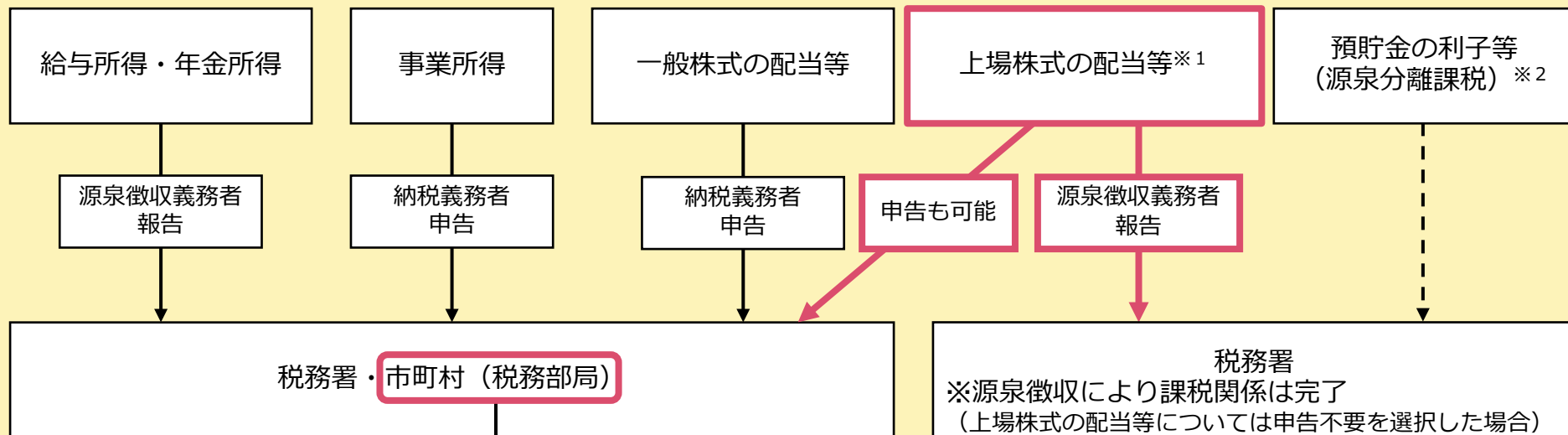
(注2) イギリスでは、給与所得者が一定額以下の利子・配当収入を得た場合、納税者自身が歳入関税庁に連絡してTax Code（その課税年度に適用される各納税者の税額の計算方法を示すコード番号。所得控除額を示す数字と使用する税率を示す英文字からなる）の変更の申出を行うこと等により、給与等の支払者による源泉徴収・支払税額調整制度（PAYE（Pay As You Earn））を通じて税額の調整が行われる。

(注3) 法定資料の提出義務者は、税務当局から通知書を受領した場合に、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。

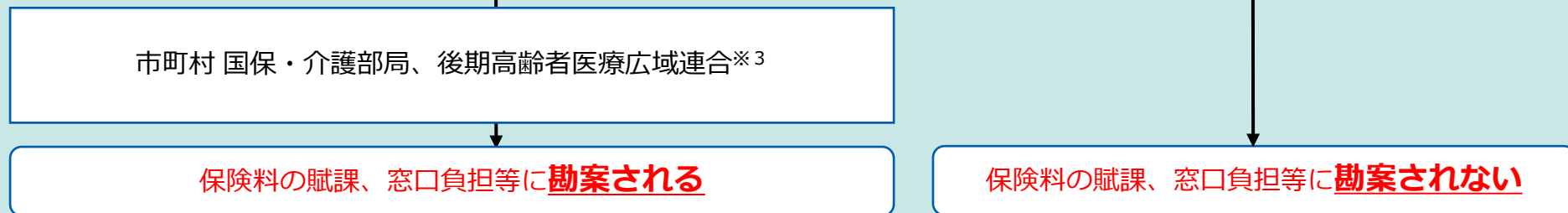
後期高齢者医療制度における金融所得の勘案について

- 現状において、金融所得（上場株式等の配当、譲渡等に係る所得）について、確定申告の有無を選択することで、収入の実態は同じでも窓口負担割合や保険料額が変わる場合があるなど、取扱いに差が生じている。
- 現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しの観点から、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、後期高齢者医療制度の窓口負担割合や保険料等への金融所得の反映を実現するための所要の措置を講じる。

○所得税・市町村民税



○保険料・窓口負担等



※ 1) 上場株式等の譲渡益について、源泉徴収口座（源泉徴収を選択した特定口座）を通じて取引が行われた場合は申告不要を選択可。

※ 2) 源泉分離課税となる特定公社債以外の公社債や預貯金の利子等については、支払調書の提出義務がない。

※ 3) 健康保険については、事業主が支払う賃金（標準報酬月額と標準賞与額）によって保険料を算出。

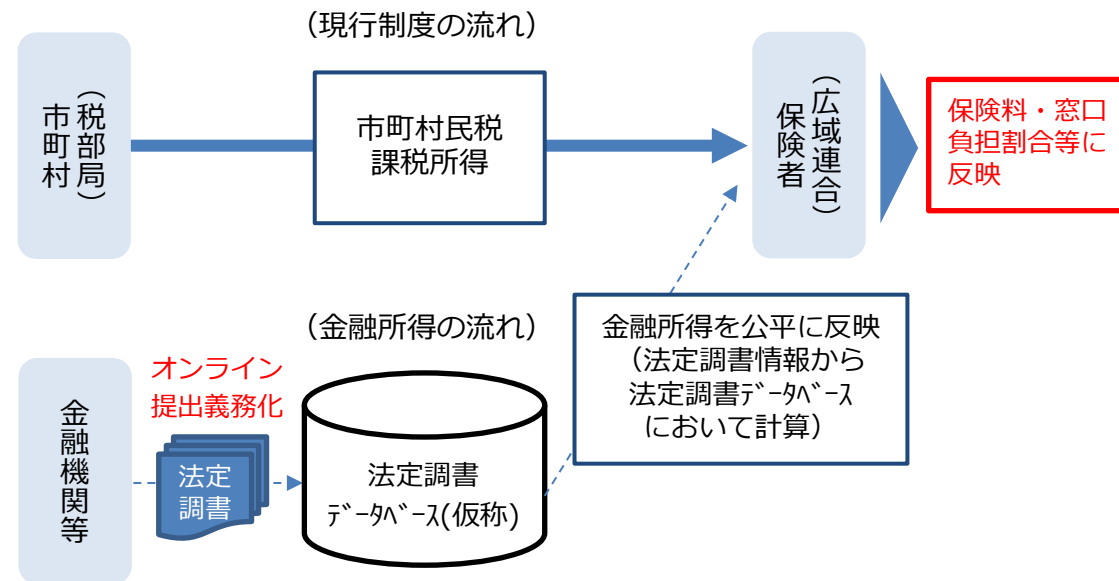
後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映について

- 金融所得のうち上場株式の配当などは、確定申告の有無により保険料・窓口負担等が変わる不公平が発生しており是正が必要。
- 後期高齢者医療制度において、金融機関等に対し所得税法などの規定により税務署長に提出が義務付けられている報告書等（法定調書）を、保険者（後期高齢者医療広域連合）へオンライン提出する義務を課すこと等により、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映。

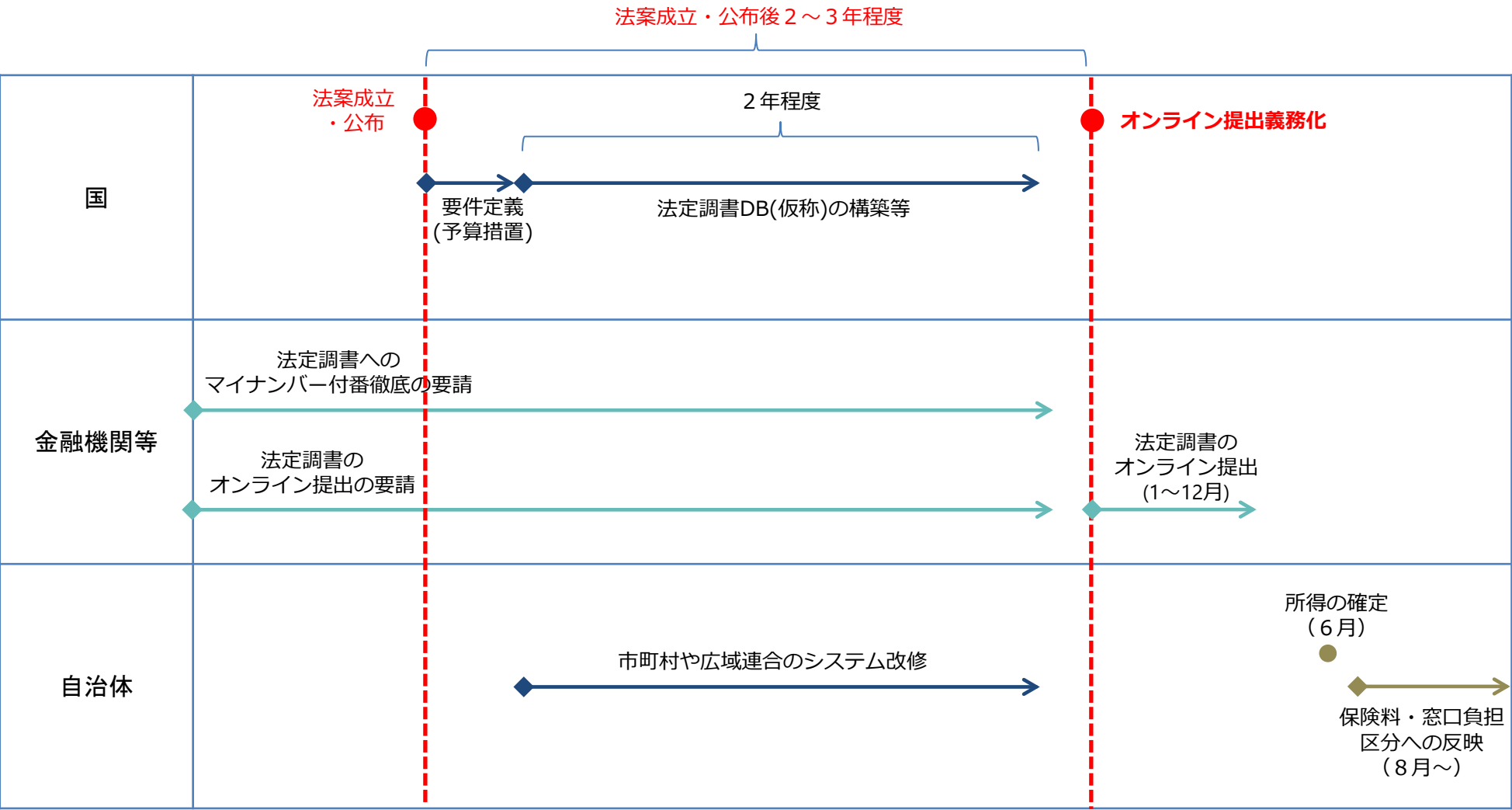
●後期高齢者医療制度における勘案状況

所得の種類	窓口負担・保険料への反映
年金 給与所得 不動産所得 など	○
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能) ✕ (源泉徴収のみで確定申告しない場合は市町村が所得把握が不可能)

●法定調書を活用した金融所得勘案のスキーム



金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するまでの想定スケジュール（見込み）



※システム改修等に2年程度かかるため、それを前提に機械的に組んだスケジュールを書いたもの
※他の要因でスケジュールが後ろ倒しになる可能性があることに留意

公布後4～5年程度
(オンライン提出義務化後
1年8ヶ月程度)